12月1日

○議長(湯之原一郎君) これから本日の会議を開きます。

(午前9時00分開議)

- ○議長(湯之原一郎君) 本日の日程は、配付しています議事日程のとおりであります。
- 〇議長(湯之原一郎君) 日程第1、一般質問を続けます。

まず、13番、渡邊理慧議員の発言を許します。

〇13番(渡邊理慧君) 登 壇

皆さん、おはようございます。私は、日本共産党市議団の一人として一般質問を行います。

11月21日に衆議院が解散され、12月2日の公示、14日投開票の総選挙となりました。安倍首相の経済政策アベノミクスの是非を最大の争点に、第2次安倍内閣の2年間の評価が問われる選挙となります。アベノミクスにより、資産が100億円以上ふえた大株主は、わかっているだけでも100人以上に上ります。一方、庶民には円安による物価上昇が襲いかかり、働く貧困層は1,120万人と格差が広がっています。11月28日には政府の各種経済指標も発表され、総務省の10月の家計調査によると1世帯当たりの消費支出は28万8,579円となり、物価変動の影響を除いた実質で、前年同月費4%減少しました。4月の消費税増税後、7か月連続のマイナスです。

労働力調査によると、10月の非正規労働者は、前月比で10万人ふえ、1,980万人に達しました。全 労働者に占める非正規の割合も、前月より0.3ポイント上昇し、37.5%でした。統計が公表されている2013年1月から比べると、正社員数は38万人減少、非正規労働者は157万人ふえました。非正規比率は、この間に2.2ポイントふえました。

日本共産党は消費税に頼らず財源を確保するために、能力に応じた負担を求める税制改革と大企業の内部留保の一部を活用して、国民の所得をふやす経済改革を提案しています。

では、質問に入ります。

質問事項1、子どもの貧困対策について。

- 1、子どもの貧困対策の推進に関する法律は、子どもに対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を講じることを地方公共団体の責務としています。法施行後、姶良市では具体的に、どのような取り組みを進めているかお伺いします。
- 2、姶良市の就学援助受給率は、全国や県より低くなっております。保護者負担軽減の対策をどのように考えているかお伺いいたします。
- 3、生活困窮者自立支援法が、平成27年4月1日から施行されます。生活困窮家庭の子どもへの学習支援事業を積極的に導入する考えはないかお伺いいたします。

質問事項2、男女がともに活躍できる市政について。

働く女性の2人に1人が非正規雇用で、賃金は男性の半分に過ぎません。働く女性の4割以上が、 年収200万円以下であります。

1、妊娠、出産による解雇や長時間労働、保育所不足などが女性の就業継続を阻んでいると指摘されております。子どもを産み、育てながら働き続ける条件づくりをどのように考えているお伺いいた

します。

2、単身女性の暮らしは深刻であり、二十から64歳の勤務世代の単身女性の3人に1人が貧困状態にあると指摘されております。これらの解決のために、姶良市が果たす役割をどのように考えているかお伺いいたします。

以下は、一般質問の席より質問いたします。

〇市長(笹山義弘君) 登 壇

渡邊議員のご質問にお答えいたします。

ご質問のうち、1問目の子どもの貧困対策についての2点目のご質問につきましては、教育委員会で答弁いたします。

1問目の子どもの貧困対策についての1点目のご質問にお答えいたします。

子どもの貧困対策の推進に関する法律は、子どもの将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とし、本年1月17日に施行されました。

本市におきましては、既にひとり親家庭等医療費助成事業、児童扶養手当給付事業、助産施設措置 事業、認可保育所における保育料の軽減措置、母子・父子家庭自立支援給付金事業などの支援事業を 実施しております。

今後も、これらの支援事業を実施することにより、子どもが健やかに育成される環境の整備に努めていきたいと考えております。

3点目のご質問について、お答えいたします。

生活困窮者自立支援法に基づく事業は、必須事業の自立相談支援事業、住居確保給付金のほか、任意事業として就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業等があります。 いずれの事業も、困窮者救済の立場に立った事業であることは認識しているところであります。

ご質問の学習支援事業は、生活困窮者の自立促進のため、生活困窮家庭の養育相談や学び直しの機会提供、学習支援といった貧困の連鎖防止の取り組みなどの育成支援等であります。学習支援事業の実施にあたっては、教育委員会や学校等の連携体制の構築が、より効果的な実施につながると考えております。

市といたしましては、本制度の必須事業である自立相談支援事業等を来年度から実施し、その後、他の任意事業の実施を検討したいと考えております。

次に、2問目の男女がともに活動できる市政についての1点目のご質問にお答えいたします。 既に就業している人が、妊娠・出産や子育てを理由に離職を余儀なくされている理由の一つには、 企業が社会に対して果たす責任の問題もあると考えております。この問題については、多くの企業が、

本市におきましても、指名業者の選定評価に、介護休業や育児休業の制度を設けているかを評点の加算対象としており、このことは企業の意識改革の啓発になると考えております。

離職理由のもう一つに、核家族化により、子育ての母親への負担が懸念されておりましたが、今や 母親一人で育児をするといった状況ははっきりとしてきており、子育てに疲弊していく女性が、精神 衛生の面でも支障をきたすケースもあるようであります。そのため、保育所の定員増や一時預かりの 体制を今以上に充実させ、育児の負担軽減を図る必要があると考えております。このことは、子育て をする女性が、就労する時間を確保できることにもつながるものと考えております。

2点目のご質問についてお答えいたします。

この問題は、身近な問題であると同時に、大きな課題でもあります。これは、社会的構造が原因であり、個人の力ではいかんともしがたい問題であるとも考えますので、行政も何らかの形でかかわり、関係する人たちへの支援ができればと考えております。

本市では、対象者は異なりますが、相談窓口や就労支援、入居支援などを実施しておりますので、 これらの手法を単身女性へも向けられないか検討していきたいと考えております。

〇教育長(小倉寛恒君) 渡邊議員の1問目の子どもの貧困対策についての2点目のご質問にお答えいたします。

本市の児童・生徒の就学援助受給率は12.7%となっており、近隣市と比較しまして低い状況にあります。

本市における保護者負担軽減の対策、就学援助の内容としましては、学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、新入学児童・生徒学用品費、学校給食費にかかる費用の補助を要保護・準要保護の児童生徒に行っているところであり、他市と比較しても遜色のない内容となっております。

今後におきましても、近隣の自治体の実施状況も視野に入れ、関係部署と協議を重ねながら継続していきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

- **〇13番(渡邊理慧君)** では、まず子どもの貧困対策についてから再質問を行います。 子どもの貧困というと、まず、どのようなことをイメージされるでしょうか。
- **〇福祉部長(脇田満穂君)** 子どもの貧困ということでのご質問でございます。

私ども福祉部のほうでは、どうしても窓口のほうに母子家庭の方、来られます。そのような中で、お金のお話とか、そういうのはお伺いしないわけですけれども、保育園の入所、それからあと、5号館のほうにおきます生活保護のほうに来庁される、ご相談される方々、やはりどうしても保育園というところに預けて、次のステップとして働く場所、そういうもの等を求めておられるというようなご様子が伺われます。

それからあと、できるだけ私たちとしても、いろんな情報等を通じて発信はしてるつもりではございますけれども、各種施策等がどうしてもまだ、皆さん方に周知が入っていないというようなところが、感じるところでございます。

以上でございます。

〇13番(渡邊理慧君) 貧困には、最低限の衣食住を満たすことができない、例えば家がない、食べ物がないなどの絶対的貧困と、もう一つ、病院に連れて行ってもらえないなどの相対的貧困があると言われています。先進諸国で見られるのは、後者の相対的貧困になります。

現代の子どもの貧困率は16.3%と言われており、6人に1人の子どもが該当することになります。 近年、貧困率が上がっているようですが、どのような原因があると思われますでしょうか。 ○福祉部長(脇田満穂君) ただいま貧困率のお話でしたけれども、先ほども申し上げましたように、 福祉部の窓口で確認ができる部分と申し上げますと、やはり母子家庭、そして離職されている、やは りその辺をどうしてもご相談を受ける部分が多ございます。できるだけ、早目に保育園に入所できる、 そのような形になればありがたいかなと考えております。

それから、その比率的なものを申し上げますと、保育所に入所しておられる大体千六百数人の児童がおられるわけですけども、その中で、およそ低所得者という範疇に入るか難しいとこですけれども、およそ300人程度が母子世帯、それからあと、生活保護世帯の範疇に入るかなと思っております。以上でございます。

〇13番(渡邊理慧君) このように急増する背景には、政府が進めてきた政策などによって、やはり 貧困に格差が拡大してきたことがあるのではないでしょうか。

平成25年6月に公布された子どもの貧困対策の推進に関する法律では、国と協力しつつ当該地域に 応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するとなっておりますが、姶良市でも具体的に何か施策 を考えるべきではないかと思います。姶良市の状況を把握する取り組みなどはされているでしょうか。

○福祉部長(脇田満穂君) ただいまご質問にありました子どもの貧困対策の推進に関する法律の関係は、まだ26年の1月に施行されまして、その後、大綱というものが内閣の閣議決定がされましたのが26年の8月でございます。

その中で、私たちも読まさせていただいているわけですけれども、自治体のほうでは、県のほうが 計画を立て、市町村については、特段まだ何をしなさいというようなものはないわけです。

ただ、その大綱の中で読ませていただきますと、やはり保育園の拡充、待機児童等のもの等も記載がございますので、その辺、市としては、新たなその計画というのは特段実施はいたしておりませんけれども、まずもって子どもの支援制度等も踏まえまして、待機児童の解消、それからあと、現在、先ほど答弁にもありましたけれども、幾つかの助成事業等を通じて、できればそういうものの拡充というものができれば、その支えになるかなと考えております。

以上でございます。

○13番(渡邊理慧君) 栃木県小山市では、子どもの貧困撲滅5か年計画というのを策定する方針を明らかにしています。一般質問で取り上げられていましたので、調べてまいりました。そこの小山市の市長の答弁では、具体的な取り組みとして、生活支援は小山地区において、要支援児童生活応援事業を開始しました。各公民館を単位とした生活応援事業の実施に向けて体制づくりを行います。教育支援は、スクールソーシャルワーカーを配置し、福祉制度へ移行できるようにします。また、公民館、図書館等を利用した学習支援教室を開催します。就労の支援は、就労支援相談員による就労相談など、保護者の就労相談に取り組みます。経済的支援は、社会福祉協議会の生活一時資金の貸し付け等の支援を行っていますが、要件緩和と制度の見直しにより、緊急時に迅速に制度利用ができるよう検討します。これらを子どもの貧困撲滅5か年計画として取りまとめ、計画的・具体的に子どもの貧困問題の解消に取り組みますとしています。

姶良市でも、このように具体的に何かされるほうがいいのではないかと思いますけれども、ぜひ検

討していただきたいと思います。

次に、就学援助についてですが、昨年8月に生活保護基準の引き下げが行われましたが、姶良市では就学援助の世帯や援助額に影響はありましたでしょうか。

- ○教育部次長兼学校教育課長(上田橋 誠君) 現在、10月末の段階で小学校で12.2%、中学校で13.7%、 姶良市の全体として12.7%の就学援助をお渡ししてるというようなことでございます。そのように、 年次的に見てみますと、実は姶良市も徐々にふえてきている状況ではございます。
- **〇13番(渡邊理慧君)** 就学援助費は地方交付税の中に入ってくると思いますが、金額は幾らかわからないものでしょうか。
- **〇教育部長(小野 実君)** 教育費に関する地方交付税については、総体的な部分で出てきますので、 その部分部分ごとの交付税措置の金額ちゅうのは、ちょっと積算はできないのが状況でございます。
- **〇13番(渡邊理慧君)** その補助金は、満額就学援助費にちゃんと使われているのでしょうか。
- **〇教育部長(小野 実君)** 先ほどから申しましたように、全体的な教育費の中の捉え方になりますので、金額という部分がありません。

それと先ほど、ちょっとつけ加えますけれども、生活保護の基準、低くなっていくとのご質問でしたけど、就学援助については、生活保護者については保護基準の中で支給されていますので、生活保護を停止されたもしくはそれに準ずる者に対しての支給になりますので、そこはちょっとご理解いただきたいと思いますので、生活保護のほうは生活保護のほうから教育費の補助が出ます。ただし、その中出ないのが、修学旅行の費用は出ませんので、生活保護者に対しては修学旅行の費用は就学援助のほうから出すという形になりますので、そこはご理解いただきたいと思います。

- **〇13番(渡邊理慧君)** 確認なんですけども、就学援助は非課税世帯が対象と伺っております。その とおりでよろしいでしょうか。
- ○教育部長(小野 実君) そのとおりでございます。その基準については、市町村の判断に任せる状況になっておりますので、項目的には相当数ありますけど、やっぱり財政的な分も含めて、その市町村で判断しますので、姶良市においても非課税世帯については、その対象になると同時に、学校によりましては、この前ちょっと議会でも話が出ました、洗濯をしてないとか、いろんな状況によって生活が困窮しているのについては、それによって申請していただければ、それに対して全ての学用品の援助をする、要保護という形で保護することになりますので、基準はほとんど他の市町村と変わらない状況だと思っております。
- **○13番(渡邊理慧君)** 他の市町村は、生活保護の1.何倍という形で基準ができているところもあるようですけれども、姶良市では非課税世帯が対象とした場合、ほかの市町村より対象となる範囲が広がるのではないかと思いますけれども、どうでしょうか。

〇教育部長(小野 実君) 先ほどから申したように、鹿児島市みたいに財源的に裕福なところにおいては、生活保護基準の1.何倍、1.3倍から1.5倍の、この金額に満たない世帯に対しても援助するというような形になっております。

ただし、姶良市の場合は、先ほど申し上げましたように、非課税世帯を一応対象にしていると。そこの差異が若干出ますので、その率がちょっと、支給額が少なくなるという部分が出てきていると思っております。

〇13番(渡邊理慧君) 全国平均は15.64%で、県の平均は23年度で19.9%です。お隣の霧島市の受給率は、平均が14.4%となっております。霧島市の多いところでは、竹子小学校が38.7%、永水小学校では45%と、とても高い受給率となっております。

姶良市は平均12.7%で、全国や県より低いということになっておりますけれども、申請ができるのにしていないという方はいらっしゃらないでしょうか。

○教育部長(小野 実君) 一応、学校長を通じて、その子どもたちの生活的な部分というのは判断していただきますので、それによっては申請されてないところについては、学校長を通じて相談をして、支給するような形をとっておりますので、今の段階では、それ以上、保護者の判断になりますので、ちょっと我々としても立ち入ることはできませんけど、全体的にはぜひそれを受けてくださいと。でないと、子どもたちが他の教室でのいろいろ問題が生じてきますので、そこの中は、判断した中で、我々も取り組んでおりますので。

ちょっと率が低いちゅうのは、ほとんど霧島市の、その体制は変わらないんですけれども、ただ若 干、やっぱり所得の高い人たちがいらっしゃるのかなという、一部はあるのかなと考えております。 ですので、支給する対象に関しては、何ら差はないと考えております。

- **〇13番(渡邊理慧君)** 学校長を通じて相談だと言っておられますけれども、申請するための手だてはどのようにされているんでしょうか。申請用紙は、先生方が配付するようにしているのでしょうか。
- ○教育部次長兼学校教育課長(上田橋 誠君) まず、市が行っています保護者への周知方法なんですけれども、まず1番目に、市報で毎年2月あるいは3月の段階で、市報でしっかりとお伝えしてございます。それから、市のホームページにも記載してあります。3つ目に、これが一番大きいんですが、市内全校の全児童、全生徒に就学援助申請の文書を配付してあります。また、昨年度受けていた子どもに関しては、ご家庭に関しては、必ず連絡をするようにしております。また、新規で申し込んでいただく場合は、何回も確認をしまして、PTAとか、それから学校だより等でもお知らせをしまして、入学時あるいは進級時に漏れがないようにお願いしてるところでございます。以上です。
- ○13番(渡邊理慧君) 私は、漏れてる方がいらっしゃるのではないかと心配していたところなんですが、連絡をきちんとしているということで、これからもわからないとか知らないなどといった状況の方がいないように、連絡の強化をしていただきたいと思います。

平成23年1月17日に、鹿児島県の教育長から市の教育長宛てに、義務教育、小学校における地方財政措置の活用についての依頼文書が来てると思いますけれども、その内容に、学校教育法第19条に、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童または学齢生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならないと規定されていることを踏まえ、要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助を適切に実施してくださいとなっています。

2005年度から、国の補助が要保護者に限定され、準要保護者は一般財源化されました。2010年度から、要保護児童生徒援助費補助金の補助対象費目に、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費が追加されておりますが、準要保護者も支給対象にするお考えはありませんでしょうか。これは、2年前にも一般質問がされていたようですが、検討はされたでしょうか。

- ○教育長(小倉寛恒君) 2年前にも同様なご質問をいただいておりますけども、関係部とも協議をしながら、他の同様の団体とも調整しながら検討はしてるところではございますけども、現実的に、まだ全てをカバーする補助には至ってないというところでございます。
- ○13番(渡邊理慧君) 就学援助を申請したある家庭の話ですが、中学生、小学生、保育園児のお母さんで、3年前に夫が突然倒れ、家計収入が6割に減り、就学援助を申請しました。お金に心配しないで済むとほっとした矢先、長男が中学入学で剣道部を希望しました。防具代の十数万円にもびっくりしましたが、防具には就学援助が適用されないと知り、愕然としましたと言っています。このように部活の道具やユニフォームなど、必要となるものは購入しないといけませんが、安い物でもありません。

先ほどの3つの項目、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、一部だけでも援助できないものか考えていただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

〇教育部長(小野 実君) 今、お答えいたします。

先般、学校の必科目ということで、柔道と剣道が体育の中に入っております。そのような中で、特に剣道の道具が相当高いということで、これについては一部の市町村に、先ほど言いましたように、財源的に裕福な鹿児島市とかについては、その上限を設けての援助をしてるようでございますので、これについては今後また姶良市としても、先ほど言いましたように、今現在、援助費が合わせて5,000万、26年度で5,500万、25年度が5,000万、毎年500万ずつ援助費用がふえてきております。そういう財源的なものも相当厳しい状況がありますので、それらも踏まえながら、ちょっと他の市町村等の状況も見ながら検討していきたいと思います。

〇13番(渡邊理慧君) 一部だけでも援助して、保護者の方に少しでも負担が軽減されるよう検討していただきたいと思います。

次に、生活困窮者自立支援法についてですけれども、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るため、生活困窮家庭の子どもへ学習支援事業を行うものですが、学習支援の必要性についてどのように考えられるでしょうか。

○福祉部長(脇田満穂君) 学習支援の必要性ということでのご質問でございました。

新聞紙上なり、それからこの法の根拠になりますところも貧困の連鎖という表現の文字がございます。そのようなことを考えますと、現在、小・中・高に進学、それぞれするときの状況、そういうものと金額的なもので差別がないような助成という制度が必要であろうと思っております。そのような中で、現在、生活保護の現在の法の中でも、助成のものはございます。

その中で、市としましてはまだ実施はいたしておりません。それは、どうしてもそういう子どもたち以前に、まず生活保護受給世帯の改善を図るということをポイントにしておりまして、相談員等またケースワーカー等が相談に応じ、高校の進学であれば、できるようにいろんな情報等の交換、そういうもの等をやっております。

以上でございます。

○13番(渡邊理慧君) 子どもたちが、将来の夢や希望に向かって生き生きと成長するためには、みずから考え、行動し、新しい時代を主体的に切り開く力を身につけることが求められています。そのために、子どもたち一人一人に確かな力と豊かな人間性を育むことが大切です。生活環境によって子どもたちに教育の差が出ないよう、協力していくことが大切になるのではないかと思います。

学習支援は、24年度、全国94自治体で実施しておりますが、県内の実態はどのようになっているで しょうか。

○福祉部長(脇田満穂君) 先ほども少し触れましたけれども、現在の生活保護法の中では、社会的な居場所づくり支援事業というのがございまして、それを取り入れておられると伺っておりますのが薩摩川内市でございます。県内ではこの1か所だというふうに伺っております。

ただここも、先ほどちょっと触れましたけれども、議員の先ほどの質問の中で、公民館的なところに集めて云々のお話がございました。薩摩川内市がとられておられる方法は、やはりそういう方法ではなくて、それぞれの家庭の中で相談に応じるというような形で実施されておられると伺っております。

以上でございます。

- ○13番(渡邊理慧君) 現在、姶良市では生活保護世帯の対象となる児童生徒は何名いるでしょうか。
- ○福祉部長(脇田満穂君) 生活保護世帯、10月末の691世帯の中に、児童数でございますが、小学生が58人、中学生が39人、高校生で33名、合計は130人ということになります。
 以上でございます。
- ○13番(渡邊理慧君) 現行の学習支援に関する取り組みの例として、高知市の高知チャレンジ塾における学習支援というものがあります。対象は、福祉部局と教育委員会が連携し、生活保護受給世帯の中学生を対象とした学習支援を実施しています。運営は、市が雇用した教員免許資格者の就学促進員が定期的に家庭訪問をし、保護者への授業参加への働きかけを行います。民間団体に委託して、教員OB、大学生などの学習支援員が週2回程度、市内5か所で学習支援を実施しています。

実績としまして、平成24年度は生活保護受給者世帯の生徒106人が参加し、中学3年生の43人のうち41人が高校へ進学しています。期待される効果は、地域の創意工夫により、実情に応じた生活困窮

者支援が可能となります。任意の事業ではありますが、国から2分の1の補助が出ますので、本市でもぜひ実施していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○福祉部長(脇田満穂君) 事業の実施ということでございます。

この学習支援については、2通り、そういう公民館的に集まっていただく方法と、それから、各家庭を回って相談に応じる、応じるというか、相談に乗って、いろんな今後の進路等をお話をするという2つの方法があろうかと思っております。

27年の4月から始まります新たなこの法に基づいて、新市としましては、まずは相談事業といいますか、必須事業であります自立相談支援事業、それから住居の確保給付金、この事業をまず進めまして、議員からありました学習支援につきましては、まず生活保護の家庭の中に、相談をまず入り込んでいく。それから後、新たなこの法律では、どの程度そういう相談で、その家庭に児童生徒がおられるかまだわかりませんので、ともかく各家庭を訪問するという形の方法を検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○13番(渡邊理慧君) 勉強する機会を設ければ、学ぶことや知識を得ることの楽しみができ、不登校などの対策にもなります。また、将来の選択肢も広がるのではないでしょうか。姶良市にも、公民館、図書館ありますので、そちらを利用して実施もいずれはできるのではないかと思っております。待ってる間に子どもたちは成長して卒業してしまいます。早急に検討していただきたいと思います。次に、2問目の男女がともに活躍できる市政についてですが、女性の就業継続を阻んでいる状況の一つとして、妊娠、出産した女性が戦力外だとして、配置転換をされたり、戻ってくる場所はないなどと、公然と退職強要される事態が横行しています。こういったマタニティーハラスメントは、今、メディアでもよく取り上げられていますが、姶良市ではマタニティーハラスメントの相談があるでしょうか。

〇企画部長(川原卓郎君) お答えいたします。

男女共同参画係で実施しております女性相談等の中では、そういった相談はないようでございます。

〇13番(渡邊理慧君) 今、これは大きな問題になっておりますので、今後、相談される方がいらっしゃると思いますけれども、そのときはどのような対応をされますか。

○企画部長(川原卓郎君) お答えいたします。

使用者と申しますか、事業者の方への総体的には、そういった啓発活動をやっていかなければならないと思いますが、個別におきた場合は、それなりの相談といいますか、そういった形で進めていきたいと思っております。

○13番(渡邊理慧君) 労働基準法や男女雇用機会均等法は、妊娠、出産による解雇や不利益扱いを禁止しています。妊娠中や出産前後の女性が泣き寝入りすることなく、すぐに相談でき、迅速な解決ができる相談窓口の創設や、企業への指導の徹底をしていただきたいと思いますが、いかがでしょう

か。

〇企画部長(川原卓郎君) お答えいたします。

議員仰せのとおり、そういったことがあってはならないことであると思いますので、そういったことを徹底していきたいというふうに思っております。

〇13番(渡邊理慧君) 働いてる女性で、子どもを産みたいけれども、会社をやめなければならない と心配している人も多いようです。一人でも多くの人が安心して妊娠、出産ができるよう、親身になって対応していただきたいと思います。

次に、2番の単身女性の貧困の件についてですが、女性の貧困の大きな原因として、正規雇用が少ないということが挙げられます。働く女性の55.8%、約2人に1人はパートや派遣で働いています。 そこで伺います。市役所の職員で、正職員と臨時職員の人数と割合はどのようになっているでしょうか。

- ○総務部長(小川博文君) ただいまのご質問には、担当課長に答弁させます。
- ○総務部総務課長(松元滋美君) 総務課長の松元と申します。よろしくお願いいたします。 ただいまのご質問につきましては、ことしの4月現在で、市職員610名おります。また、その時点 での臨時職員は464名、合計1,074名でございますが、割合といたしましては、総体で43.2%、フル タイムで、長期職員ですけれども、フルタイムで比べますと31.3%程度でございます。 以上です。
- **〇13番(渡邊理慧君)** 臨時職員の方の職種は、どのようになっているでしょうか。どのようなものでしょうか。
- ○総務部総務課長(松元滋美君) 職種につきましては、職員の事務補助、また、専門的知識を有する、また、資格を有する保育士、看護師、保健師等の職種。長期の臨時職員においては、大体46種類ほどの職種がございます。
 以上です。
- **〇13番(渡邊理慧君)** 正職員と臨時職員の賃金格差は、どのようになってるでしょうか。
- ○総務部総務課長(松元滋美君) 長期の臨時職員さんのほうで申し上げますと、一般事務職の長期で、年間144万円、保健師さんで240万、保育士さんで213万6,000円等でございます。 ちなみに、新規採用、高卒の新規採用職員の場合は、年間で205万程度の年収となっております。 以上です。
- **〇13番(渡邊理慧君)** 臨時職員の方でも、もっと働きたいという方もたくさんいらっしゃると思いますけれども、臨時職員を正職員にすることはできないでしょうか。

- ○総務部総務課長(松元滋美君) 今現在、臨時職員の皆さんの処遇制度につきまして、検討を加えているところでございますけども、現在のところ、臨時職員の方々を即年数に応じてとか、資格、能力に応じて正職員にするということは、職員採用の観点からいいまして、厳しいものと考えております。
- **〇13番(渡邊理慧君)** では、管理職の方は、女性の方で何名ぐらいいらっしゃいますか。
- ○総務部総務課長(松元滋美君) 現在、課長職で女性が1名、課長補佐職で女性が7名、係長職で女性が23名、全体で管理職、役づき職員の女性の割合は13.8%程度でございます。
 以上です。
- **〇13番(渡邊理慧君)** 市民から見ると、正職員と臨時職員の違いはわかりません。同じ職場で働いていますので、責任感は同じではないでしょうか。もっと正職員をふやして、具体的に数字を出して、女性を管理職につかせるべきではないでしょうか。もう少し管理職の方に女性をふやすなどという考えはございませんでしょうか。
- ○総務部総務課長(松元滋美君) 女性の管理職への登用については、その能力に基づいて管理登用されるものと思っておりますけれども、これからもどんどん女性が活躍する場が、どんどん出てくると思っております。

以上です。

- **〇13番(渡邊理慧君)** 女性の活躍する場をぜひたくさんつくっていただきたいと思います。 では、姶良市の単身女性の人数はわかりますでしょうか。
- **〇市民生活部長(仮屋隆夫君)** お答えいたします。

直近のデータでございますが、あくまでも住基上の人数でございます。総体で2,510名でございま す。これは、住基上の人数でございますので、実態とは若干違ってるというふうにご理解いただきた いと思います。

以上です。

- ○13番(渡邊理慧君) 登壇のときに言いましたけれども、単身女性の3人に1人が貧困状態にあると指摘されております。私の予想では、もう少しいるのはないかと思いましたが、今の答弁によると約3人に1人は、836名ほどになると思いますけれども、この3分の1の女性が、今、貧困になっているのではないかと言われております。姶良市の836人の方、見た目で貧困だと判断できますでしょうか。
- **○企画部長(川原卓郎君)** お答えいたします。

そういうことは、ちょっとわからないのではないかと思います。

〇13番(渡邊理慧君) 私もそう思います。(笑声)実は、女性は身だしなみをとても気にするので、 実は、大変な苦労をされているという方でも、見た目ではわからないものだと思います。ですので、 相談などがあった場合などでないと、判断が難しいということであります。

では、仕事の相談なども、市のほうにもあると思いますが、姶良市ではハローワークとはどのような連携をとられているのでしょうか。

○企画部次長兼商工観光課長(久保博文君) お答えをいたします。

ハローワークとの連携につきましては、平成23年6月13日に、ご存じのとおり、ふるさとハローワークっていうものをこの庁舎の東側駐車場に隣接するところに設けておりまして、そこで国との連携というようなことを図っているところでございます。

- ○13番(渡邊理慧君) ハローワークで、10月1日の求人数を教えてもらったんですけれども、現在、正規雇用の求人が498件、非正規雇用は288件、パートが564件と、正規雇用の求人は38.8%になっております。このように、正規雇用、パートの割合が多いんですけれども、これは年末の、例えば年末調整の関係で、クロネコヤマトさんの配送業者などが多いということで、少しパートの割合が多いようですけれども、そうですね、期間的なものが多いようですが、市として、正規雇用の促進などを進める、促進するような取り組みというのはされているでしょうか。
- 〇総務部長(小川博文君) お答えいたします。

社会全体で、女性も全て正規雇用という方向にということにはなかなか、いろんな問題があって難 しいのであろうと考えております。

市職員ということにつきましても、先ほど課長のほうからも申し上げましたように、募集要綱に基づいて公式の試験、公正な試験ということで募集しているところでございます。

本来なら、全ての方が正規で働ければいいんでしょうけども、現在いろいろと、配偶者の特別手当の問題とかで、なかなか扶養の範疇で働きたいという希望もまたあるところでございますし、正規で全ての方というのには、いろんな諸問題の関係で難しいのではないかと。国策でもございますので、いろいろとそういうところと歩調を合わせる形で、姶良市としても取り組んでいかなければならないというふうに考えております。

以上です。

- **〇13番(渡邊理慧君)** 姶良市でも、イオンタウンの建設なども予定されており、雇用がふえると期待されておりますが、賃金が安い、雇用が不安定、有給休暇がとりにくいなど、働き方に不満、不安になるような非正規雇用が当たり前にならないように、市としても正規雇用促進のサポートを積極的にしていただくよう求めまして、私の一般質問を終わります。
- 〇議長(湯之原一郎君) これで、渡邊理慧議員の一般質問を終わります。 次に、22番、上村親議員の発言を許します。
- 〇22番(上村 親君) 登 壇

おはようございます。本日は、早朝より傍聴にお越しいただきました皆様方にまずもって御礼を申 し上げながら、一般質問のほうに入りたいと思います。

私は今回、質問事項1点に絞りまして質問しておりますので、お願いいたしたいと思います。 まず、新庁舎建設について。

要旨1点目、本格的な地方分権時代を迎え、地方自治体にはこれまでのように国の画一的な基準や 省庁ごとの縦割り行政に縛られず、地域の実状やニーズに合った個性的で多様な行政の展開が求められ、庁舎には市民の参加や交流、連携による市政運営の拠点としての役割が求められる。庁舎整備の 必要性をどのように考えているか、お伺いをいたします。

2点目、本館1号館は、総務省基準の耐用年数である50年以上が経過しているが、問題点は何かお示しをいただきたいと思います。

3点目、今後、建設については、基本理念、基本方針を定める必要があるが、どのように考えてい らっしゃいますか。

4点目、建設計画については、25年度末現在の庁舎建設基金が5億5,600万円となっていますが、 概算で建設費の額は幾らになるのか。また、基金の積立額をどの程度で建設計画に移行する考えなの かをお伺いいたします。

5点目、新庁舎を建設する場合、庁舎の移転を考えているのか、また、現庁舎を建て直す考えかを お伺いいたします。

6点目、庁舎建設については、市民代表、学識経験者等からなる庁舎建設あり方検討委員会等を設置する必要があると思うが、どのように考えていらっしゃいますか、お伺いいたします。

あとは一般質問席より質問いたします。

〇市長(笹山義弘君) 登 壇

上村議員のご質問にお答えいたします。

1問目の新庁舎建設についての1点目のご質問にお答えいたします。

先の湯川議員のご質問にお答えしましたとおり、庁舎の建て替えについては、申請・相談等の行政 手続の場に限らず、防災拠点施設やまちづくりの中心施設として、さらに市民の市政参画を促進する 情報の発信・提供の場としての観点も重要であると考えております。

私は、市民と行政のコミュニケーションが円滑に図られるよう配慮し、市民に開かれた市民のための庁舎を建設したいと考えているところであります。

2点目のご質問についてお答えいたします。

始良庁舎本館については、昭和36年に建設され、53年が経過しており、庁舎の老朽化や合併に伴う 狭隘さから、庁舎の分散化を余儀なくされ、別館等で補完している状況にあります。特に耐震性の面 からは、災害対応の拠点としての機能が危惧されております。

これらのことから、現庁舎が抱えるさまざまな問題を解消し、市民サービスの向上や行政効率を一層高めていくため、新庁舎の建設は早急に取り組まなければならない重要な課題と認識しております。 3点目のご質問についてお答えいたします。

市におきましては、庁内に副市長を委員長とした庁舎建設庁内検討委員会を設置し、去る11月4日には建設の必要性や今後の進め方について協議を行ったところであります。

今後、基本的な考え方や、総合支所のあり方、新庁舎の規模、建設場所、建設費用、財源、事業手

法、スケジュールなど、新庁舎建設についての考え方を取りまとめた基本構想(案)を平成27年度中 に策定する予定であります。

4点目のご質問についてお答えいたします。

建設費の額については、建設場所や庁舎の規模など、検討委員会での検討を踏まえて判断したいと考えておりますが、建設年度に大きな額の一般財源を投入するのではなく、これを極力抑制できるよう配慮したいと考えております。

なお、新庁舎建設事業の財源については、主に合併推進債の活用と庁舎建設基金で賄うことを予定 しておりますが、今後も計画的に庁舎建設基金の積み立ての措置が必要であると考えております。

また、合併推進債といえども、後年度に負担を伴うことになりますので、なお一層の行政改革を推進するとともに、防災や環境面での補助制度の活用の可否など、その他の財源についての調査・研究を行い、市の負担軽減に努める必要があると考えております。

5点目のご質問についてお答えいたします。

新庁舎の位置については、地方自治法第4条第2項でいう事務所に求められる住民の利便性、交通 事情、他の官公署との関係等、また、合併協議時に慎重な協議がなされた事項であることを踏まえま すと、現本庁舎の位置または現本庁舎付近が適地と考えております。

6点目のご質問についてお答えいたします。

市民代表や学識経験者等からなる仮称姶良市新庁舎建設検討委員会については、平成27年度以降の設置を予定しております。

以上で答弁を終わります。

O22番(上村 親君) それでは、順次質問していきたいと思います。

まず、市長の考え方なんですけども、これは、私も一致した考え方でございます。

我々が、市民のお客様を考えたときに、市役所に訪れるお客様、婚姻届を出すか、あるいはまた、 税金の還付があるか、そういった方々は喜んで来られると思うんですけども、一般的に市役所に来る お客様っていうのは、何か帰り方もさっさと帰るわけです。何か呼び出しが来て、そういったことで、 あんまりよくない感想を持ってるんですけども、市長が考えてらっしゃるコミュニケーションの場、 今の現庁舎でいきますと、非常に手狭で、お客様が来訪されて、椅子に腰かけて談笑するような場所 っていうのがないような気がするんですけども、今後、庁舎建設について市長の考えていらっしゃる 試案というのがあると思うんですが、そういったことについては、どのような試案をお持ちでしょう か。

- ○市長(笹山義弘君) まさに庁舎というのは、議員ご指摘のとおり、ある意味、コミュニティの場であるということでありますが、考えておりますのは、今後、これからの庁舎というのは、行政事務機能のみの建物とすることではなく、いろいろなコミュニティの拠点となるべき、また防災の拠点となるべき、また、今議員がご指摘のように、場合によっては会合等を持ってここで活用いただける、そういういろいろな多機能の、要するに庁舎内に、ある意味、そういう機能を多岐に持たすという必要があるというふうに考えております。
- **〇22番(上村 親君)** 質問がちょっと飛び飛びになって非常に申しわけないんですけども、今後、

基本的な考え方や総合支所のあり方ということで答弁書にあるんですけども、総合支所のあり方なんですが、本庁舎については築後53年が経過しているということで答弁いただいたんですが、加治木・ 蒲生総合支所の築後何年たってるか、もしおわかりであればお答えいただきたいと思うんですが。

○総務部次長兼財政課長(恒見良一君) お答えいたします。

まず、加治木庁舎でございます。加治木庁舎の南庁舎、これも姶良庁舎と同様、昭和36年に建築になっております。つまり53年経過してると。それから、北庁舎のほうが昭和39年、こちらのほうが50年経過です。それから蒲生庁舎、本館側が昭和30年に建築して、もう59年経過してると。それから、別館側が昭和61年、これが28年経過と。

以上でございます。

○22番(上村 親君) そうしますと、姶良市の公共施設見直し指針というのが出してるんですね。 平成23年12月、合併してから1年半ぐらいたったあれですけれども、この中で公用施設というところ でうたってあります。「公用施設の多くは、老朽化の問題を抱えており、市民ニーズの多様化や行政 を取り巻く社会情勢が加速的に変化する中、市民の利便性の向上、円滑な行政運営及び安全性の確保 への対応から、以下の視点に立ち、各施設を検証します」ということが、「まず、耐震基準を満たし ているか。空きスペースの活用等、今後、不特定多数の利用を検討する施設で、新耐震基準を満たさ ない施設は、早急な2次診断、耐震補強の実施を検討します」ということになっています。それから ウです。「老朽化が進み、危険箇所や故障への対応は応急処置的なものとなっていないか。付帯設備 の機能低下が著しく、かつ施設本体の構造的な維持管理が困難であれば、抜本的な改善策、廃止、移 転、統合、複合化などを検討します」というふうになってるんです。いずれにしましても、総務省が 定めている50年以上というのは、もう過ぎてるわけです。

そういったことを考えますと、市長のほうにお尋ねしますが、本庁舎よりも、まず総合支所をコンパクトな支所にして、そして本庁舎を検討されたらどうか。あるいは一緒にもう今回、合併推進債を使って3つともやるのか、そういったことの考え方は、どのような考えを持っていらっしゃいますか。

〇市長(笹山義弘君) 先ほど答弁でも申し上げましたように、今、合併しまして業務が多岐にわたってきております。そういう中で、行政の効率化ということを考えますと、どうしても集積する必要が、もう迫られているところであります。

そういうことから本庁舎、急がなければならないというふうに思いますが、そのほかに総合支所の あり方ということについても、先ほど申し上げました委員会の中で、素案をつくり、そして外部を入 れた中でのあり方というのを検討する。その中で、進めていかなければならないというふうに思って おります。

庁舎というのは、市民にとっても大事な場でありますが、一方では職員のための箱物でございますから、どうしても財政がこういう逼迫した中で、限られた中で、優先順位を移しながらやらなければならない。また、大きな予算を伴うものでありますので、この辺は慎重に進めていきたいというふうに思います。

〇22番(上村 親君) 本庁舎、総合支所を含めて、基本構想案を平成27年に策定するという予定な

んですけども、そういった考え方をお持ちであれば、総合支所も含めて、総合支所それから本庁舎含めて、基本構想案、あるいはまた27年度以降の新庁舎建設検討委員会、こういうところで検討されるのかどうか、それが1点です。

それから、加治木、蒲生の耐震はどうなってるんですか。これはちゃんとクリアしてるんですか。

○総務部次長兼財政課長(恒見良一君) お答えいたします。

まず、当初のほうの質問につきましては、総合支所の関係も含めて、先ほどの市長の答弁もございます、調整していくと、庁舎だけではなくて、当然、総合支所の関係も、また陣容の関係、例えば組織をどのような形でするか。今現在、分庁方式やっております。加治木庁舎に教育委員会、そして蒲生庁舎に農林水産部、また農業委員会の本庁がございます。そういったものを集約するのかどうか。当然そうなれば、庁舎のほうにつきましても、それなりの器がなければ対応できないと。そういった考えで、検討委員会のほうも進めていくようなところでございます。

耐震の関係につきましては、まず、建築基準法の中で、新耐震基準は昭和56年の6月の1日から適用されておるわけなんですけれども、それの中では、本庁のこの関係、耐震関係やっておりません。 ただ、議員もご承知のように、もう庁舎の関係については、何らかの形で建て替えをする方向でしているところです。

ただ、加治木庁舎につきましては、耐震のほう、一応やってるところでございます。 以上でございます。

- O22番(上村 親君) それでは、庁舎建設の財政的な面にちょっと入りたいと思うんですけど、今回、支援措置が5年間延長になったと思うんですけども、市長のお考えで、5年間延長すると、我々が22年に合併して結局15年ですよね。そうすると、37年になるんですか。その期間の中に、やはり建設しようとは思ってらっしゃると思うんですけども、具体的にはいいです。まだ、計画も何にもないわけですから、市長のお考えを述べていただきたいと思うんですけども、大体いつごろまでに自分の、市長としての構想としては、いつごろまでに大体、計画をされている考えなのか。
- **〇市長(笹山義弘君)** 先ほどお答えいたしましたように、財源的には合併推進債の活用、それと基金 の積み増しをしました中での基金活用というのが、大きな財源になってこようというふうに思います から、その辺の環境の整っているうちにつくる必要があろうというふうに思います。
- **〇22番(上村 親君)** ちょっと、覇気がないですけども。

その基金なんですけども、基金条例を見てみますと、明確なのは、もうほとんど市長に委ねるようなことばっかりしか書いてないんですけれども、その中で加治木、姶良の庁舎建設の基金というのが積み立てられているんですが、旧蒲生町時代は、その蒲生町はなかったんでしょうか。

○総務部次長兼財政課長(恒見良一君) 旧蒲生町におきましては、あえて庁舎建設基金というのは持ち合わせておりませんでしたけれども、例えば公共施設整備基金とか、そういったものとかもので、一応対応すると。あとまた、財政調整基金等も準備しておりましたので、そちらのほうに対応というふうに考えてるところでございました。

以上でございます。

- **O22番(上村 親君)** この合併推進債と蒲生の総合支所、ちょっと考えてみますと、過疎債がございますね。この両方併用で庁舎建設費については、使うことができるのかどうかです。
- ○総務部次長兼財政課長(恒見良一君) お答えいたします。

過疎債のほうが使えれば、財源的にもっていうか、有利な起債でございますので、一番いいんですけれども、実際、その適応基準の中で、庁舎建設につきましては、この過疎債が適応するのが、ちょっと難しいみたいです。

ちょうど湯川議員のときもお答えしたんですけれども、今考えてるのは、私どものほうでは、この 合併推進債、それと庁舎建設基金、この2本立てで財源的なものは対応しようというふうに考えてい るところでございます。

以上でございます。

- **〇22番(上村 親君)** 副市長のほうにお尋ねしますけれども、1回、11月4日に部内協議会をやったということなんですけれども、どこら辺まで、その協議会の中について、差し支えなければ公表していただきたいと思うんですが。
- **○副市長(大橋近義君)** 11月4日に第1回を開催いたしました内容は、これまでの経緯、そして今後のスケジュールということで、まず、タッチでございましたんで、そういった大きなところでしたが、今後のスケジュールとして、27年度をめどに基本構想案をまとめていこうと、そういった議論をしたところでございます。
- **〇22番**(上村 親君) 先ほど市長が、いつごろまでにっていうことは、明確な年度はなかったんですけども、当然、この建設にあたっては想定職員数、それから、もちろん各支所の職員数なんですけども、それから臨職、先ほどございましたけども、1,000何人を超える臨職を含めるとそういうことになると思うんですが、仮に、今回37年度までに建設をするとしたら、そのときの想定の職員数、そういうのはまだ検討されてはないだろうとは思うんですけども、なかなか質問がしんどいですね。

まず、市長の考えでは、合併協議の中で、これはもう約束したことでしょうから、今後どういうふうに将来なるかわかりませんけれども、総合支所、これはもう絶対残したいという考え方でよろしいですか。

○市長(笹山義弘君) まず全体、庁舎に対する人的手当て的なこともお尋ねですので、今、庁舎の機能としてどのようにつくっていくかっていうことを、今いろいろと条例の改正もお願いした部設置条例もしましたように、今、いろいろと地方自治体に課せられる機能として、いろいろ多岐にわたっております。

そういうことから、先ほどのご質問にもありましたように、子育て支援、子どもの施策だけにして も、なかなか一つの部で完結するということにはもうなっておりません。そういうことから、今、機 能をどのようにつくっていくかということを模索しているところでございます。 そういうことから、その機能をどのように箱におさめていくかということの逆算的な今積み上げを している作業であろうというふうに思います。当然そのことが、この委員会でもまれていくというふ うに思います。

したがって、それによって箱の大きさが、機能が決まっていくということでありますが、総合支所の機能としてのことについては、合併して5年以上たちましたが、しかし、地域住民の方々の思いとしては、やはり自分たちをしっかり見守ってほしいというお気持ちが強いというふうに思いますので、規模の問題は別にしまして、機能としては総合支所としての機能は残していく必要があろうというふうに思います。

〇22番(上村 親君) この本庁舎の近くに、関連する外郭団体開発公社、社会福祉協議会、こうい うのがあるんですけれども、いっそ今回、本庁舎も複合施設として考えて、集約して考えたらどうか なって、私の個人的な考えなんですけども、そこを残った施設の跡を売却しながら、建設費のほうに 充てていくという、そういった発想もあるんじゃないかなというふうに思っています。

加治木、蒲生の総合支所についても、結構広いことは広いんです。ですから、コンパクトな支所を 建設しながら、残った分は売却を考えて、その建設費にコスト削減のために充てていってもいいんじ ゃないかなというふうに、私なりに考えているところなんですけれども、そういった考え方はどうな んでしょうか。

- **〇市長(笹山義弘君)** 今、姶良市におきましては、公共施設の白書をつくるということにしてございます。その中で、その公共施設の今後の活用、もしくは必要によっては処分ということも出てくるかもしれませんが、それらのことはその中で協議されるんじゃないかというふうに思います。
- O22番(上村 親君) 答弁書のほうで、この現庁舎付近か近いところって、位置または現本庁舎付近が適地と考えておりますということで、これでほとんど、市長のこれはお考え、あるいはまた協議会の考え、どちらなんでしょうか。市長独自の考えなのか、あるいはまた、先ほど11月4日、協議会が結成されたと思うんですけれども、その協議の中で今回、こういった答弁がまとまったのかどうかです。
- **〇市長(笹山義弘君)** 庁舎の位置的な問題については、以前からいろいろとご質問を受けているとこ るでございますが、私は終始一貫、その姿勢は変えてないというふうに思っております。
- **O22番**(上村 親君) ということは、この現市庁舎の付近ということで、我々、認識しときゃいいということですね。あえて言われなかったんですけども、いろいろと選挙のこともありましたし、選挙の期間中のこともありましたし、Q&Aで市長のほうも回答されました。旧姶良地区に建設するんだと。そういった考え方で我々は認識していいのか。かつまた、我々が姶良町時代に庁舎建設地域としては、今イオンタウンが借地としているあそこを今まで我々は守ってきた経緯がございます。

あそこが、もう結局イオンタウンに借地になったわけですから、もう当然、この現庁舎付近だろうなとは思ってたんですけども、市長がQ&Aで出した回答、これを市民の方々は、皆さん、それぞれ憶測を持ちながら、いや、加治木につくるんじゃなかろうか、どっちにつくるんじゃなかろうかとい

う憶測が飛び交っております。ここで明確に、いや、この庁舎っていうことで、答弁書にもあったんですけども、市長の口から発言をしていただきたいと思うんですが。

- ○市長(笹山義弘君) 一般的常識ではかっても、この3町の合併ですので、3町間の中間位置はどこかとしますと、おのずと答えが出てくるというふうに思います。いろいろな憶測に基づいたご意見もあるということは聞いておりますけれども、それはあくまでも憶測であろうというふうに思っております。私といたしましては、先ほど来申し上げておりますように、機能、それから財政的な面、いろいろ考えますとこの本庁舎の位置か、もしくはその近辺ということで、今後、その委員会でも議論が尽くされるんじゃないかというふうに思います。
- **〇22番(上村 親君)** それでは、最後の詰めに行きますけれども、この計画にしては、総合計画に もまだ載せてないですね。もちろん実計には載ってないんですけども。もうそろそろ総合計画辺に計 画されたらいかがでしょうか。そのような考え、ございませんか。
- ○総務部次長兼財政課長(恒見良一君) お答えいたします。

実は、四次実計のときに前倒しということで、調査委託料だけの300万についてだけ、一応計上というか、ところです。

今後、今、市長、副市長のほうからもございました27年度基本構想案をまとめ、それから外部委員を入れた委員会を立ち上げて、36年度、合併推進債の期限内の中で建設を検討すると、そういうことを考えてるところです。

以上でございます。

- 〇22番(上村 親君) これで終わります。
- ○議長(湯之原一郎君) これで、上村親議員の一般質問を終わります。 ここでしばらく休憩します。10分程度とします。

(午前10時21分休憩)

〇議長(湯之原一郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時31分開議)

- **〇議長(湯之原一郎君)** 一般質問を続けます。16番、法元隆男議員の発言を許します。
- ○16番(法元隆男君) 登 壇

おはようございます。それでは、通告しておりました質問事項に沿って質問いたします。

項目1、姶良市企画提案型まちづくり助成事業について。

この企画提案型助成事業は、平成24年から26年までの3年間の事業であると認識しております。そこで、この事業の意義と成果について、そしてまた、今後継続する気はありませんでしょうか。 項目2、加音ホールについて。 加音ホールは、平成8年秋、開館したと記憶しております。2年後の平成28年には開館20年を迎えることになります。現在まで、加音ホールが地域文化の振興に大きく貢献したことを顕彰し、市としてまた、この建設に携わった方々をお招きして開館20周年を祝う記念行事を行ったらどうでしょうか。その気はありませんでしょうか。

項目3、本庁舎建設のビジョンについて。

現在の本庁舎は手狭であると言われております。今後、総合支所の機能も考え、また、合併推進債を視野に入れた上で、本庁舎のあり方、本庁舎建設の時期、場所等の考え方をお知らせください。

項目4、加治木地区の防災無線について。

新しく導入した加治木地区の防災無線について、聞き取りにくいなど、多くの住民の方から話を聞いております。このことについてどのように受けとめて、そしてまた、対策をどう考えておられるでしょうか。

〇市長(笹山義弘君) 登 壇

法元議員のご質問にお答えいたします。

1問目の姶良市企画提案型まちづくり助成事業についてのご質問にお答えいたします。

この企画提案型まちづくり助成事業は、市民自ら企画・提案し、実施する地域活性化を図る事業に対し、その事業経費の一部を補助するものであります。

市民活動団体等が主体となった地域づくりや、自主的な活動を促進し、市民・地域・行政による共生・協働のまちづくりを推進することを目的としており、平成24年度から3年間限定の事業であります。

提案された事業については、公益性、必要性、先駆性及び発展性などの項目の審査基準により審査 を行い、補助対象者の選定を行っております。

その結果、平成24年度は6団体、25年度は7団体、今年度は4団体が事業採択を受け、それぞれ事業を展開されております。

事業内容については、補助金を活用したイベントを通して、環境保全活動や地域活性化を図るもの、 または作成したガイドマップやフラッグを活用して、まち歩きウオーキングや地域貢献とふれあい活動を実施しているものなど、さまざまであります。

市といたしましては、この補助事業がNPO法人やまちづくり団体の活動のきっかけとなり、後年 度においても継続した活動が展開されていることから、支え合いの社会の先駆けとなり、地域力向上 につながっていくものと期待しているところであります。

なお、この事業については、今年度で終了することとなりますが、今後継続するかについては、共生、協働のまちづくりの観点から、これまでの事業を検証し、検討していきたいと考えております。 次に、2問目の加音ホールについてのご質問にお答えいたします。

加音ホールは、地域の芸術・文化・創造活動の拠点として、また、市民の生涯学習の振興及び福祉 の増進に寄与することを目的として、平成8年10月5日に開館いたしました。

年間の利用者数は延べ13万人を超え、講演会、コンサート、発表会、展示会や式典などが開かれており、市民に密着した文化会館として、その効果は大きなものがあると確信しております。

市といたしましては、今後とも文化会館としての目的を十分に発揮し、指定管理者とともに、効果的かつ効率的な管理運営を行ってまいります。

また、平成28年の開館20周年の記念行事の開催については、指定管理者や利用者団体等の意見を聴きながら検討してまいります。

次に、3問目の本庁舎建設のビジョンについてのご質問にお答えいたします。

湯川議員及び上村議員のご質問にお答えしましたとおり、庁舎建設は、施設建設の観点のみならず、 市民と行政の協働など、市民・議会・行政の関係のあり方、さらには市街地の形成など、将来に大きな影響をもたらす重要な事業と認識しております。

このため、総合支所のあり方を含め、行政経営全般を視野に入れた幅広い検討を加え、計画内容を固めていく必要があると考えております。

市におきましては、庁内に副市長を委員長とした庁舎建設庁内検討委員会を設置し、去る11月4日は、建設の必要性や今後の進め方について協議を行ったところであります。

今後、基本的な考え方や総合支所のあり方、新庁舎の規模、建設場所、建設費用、財源、事業手法、 スケジュールなど、新庁舎建設についての考え方を取りまとめた基本構想(案)を平成27年度中に策 定する予定であります。

次に、4問目の加治木地区の防災無線についてのご質問にお答えいたします。

昨年度、加治木地区に整備した防災行政無線屋外拡声子局からの音声が聞き取りづらいとの苦情については承知しております。屋外の拡声機による情報伝達は、雨や風などの自然条件、車の騒音などの社会条件、また、近年の住宅の気密性の向上など、これらの条件で音声が聞き取りづらい場合もあります。

市といたしましては、緊急時には放送内容を何度も繰り返すなどの対策を講じてまいります。

また、防災行政無線の放送内容は、防災地域情報メールや電話による音声ガイダンス、緊急速報メール、テレビのデータ放送等でも入手が可能であることを広く市民に周知してまいります。

以上で答弁を終わります。

〇16番(法元隆男君) 企画提案型のこういったような事業が非常に、私は、市の活性化のためにも よかったんじゃないかと思うんですが、これが、残念ながら3年間の限定の事業であるということで、 今後、継続されたらどうかなということで、この質問を取り上げました。

24年度が6団体、25年度が7団体、今年度が4団体ということですが、これは、ふるいにかけて採用された団体の数でございますね。応募の数はどのくらいあったんでしょうか。24年度、25年度、今年度、別々に――全体、トータルで結構です。

〇企画部長(川原卓郎君) お答えいたします。

24年度が11件の申請でございます。25年度が9件、26年度が4団体ということで、合計で24団体です。

〇16番(法元隆男君) いろいろと審査の段階で、いろいろなあれがあったということで、トータルして24団体が募集を行ったということですね。そうすると、その中で17団体が採用されたということになりますね。これの審査をされたスタッフ、スタッフというか、方たちはどういった方たちだったんでしょうか。

〇企画部長(川原卓郎君) お答えいたします。

副市長を委員長といたしまして、関係といいますか、庁内の部長で構成された委員会でございます。

- **〇16番(法元隆男君)** この提案型のこういう企画が、いろいろと話題をとったんですが、この事業は、国か県の補助事業の一環でしょうか。それとも、単独だったんでしょうか。
- **〇企画部長(川原卓郎君)** お答えいたします。

市の単独事業でございます。

〇16番(法元隆男君) 単独事業であれば、今後また、同じように期待するとこですが、国や県のそのときの時限的な補助事業であれば、もう補助事業は終わったよということであれば、なかなか単独でということに、次のステップに行くということは厳しいような気がします。

それで、回答していただいた内容の中で、今後継続するかについては、これまでの事業を検証し、 検討していきたいということであります。一応、これは最初、ガイダンスがあって、そしてプロポー ザルの提案ですので、皆さんのそういった訴えを聞いた上で、最終的にはこれの発表があったわけで すね。

私も何回か、これ、見させていただきましたが、いろいろとまちづくりの中で、これがいろんな効果を起こしたり、まちの活性化になったりしたと思うんですが、市長にちょっとお伺いいたします。 この企画提案型について、その効果といいますか、成果といいますか、どのように個人的にはお考えでしょうか。

○市長(笹山義弘君) この事業を導入いたしました一番の原点といいますか、合併ができまして新市が生まれたわけでありますが、その中で、まちづくりというのは行政だけがするのではなく、市民、いろいろな団体を巻き込んだ中でのまちづくりが図られるべきであるということから、その目的に資するような補助というのがないのか、見当たらないかとしたときに、この企画提案型を事業として取り入れたとこでございます。

そのことについて、その成果といいますか、そこらは今後、これからちょっと精査をさせていただきまして、その目的にかなったかどうか等々を精査しながら、同じようにまちづくりというのは、今後とも行政だけでなくて、いろいろな市民そして団体等と同じように協働でする作業であろうと思いますので、その辺のところを勘案しながら、今後については検討していきたいというふうに思います。

- **〇16番(法元隆男君)** 審査のほうで委員長をされた副市長も、ちょっとコメント、一言いただきたいんですが。
- **○副市長(大橋近義君)** 事業の名称が、企画提案型まちづくり事業でございますように、いろいろな 団体がいろいろな方法で提案をされました。内容が、差し上げますよという補助事業であります。た くさんの団体で、そして、たくさんの額を差し上げられたほうがいいに決まっているわけでございまして、そういう事業であればあるほど、上限を定めるか期限を定めて、そして検証して、またその後、 実証していくということが必要であろうというふうに思います。

〇16番(法元隆男君) 共生・協働のまちづくりという観点からということでございます。これは、 非常に前向きでいい事業ではないかと思うんですが、その検証がまだしっかりとできてないというよ うなこと、当然のことでしょうけれども、できましたら、これを継続していったらどうかなと思うん ですが、市長の、素直にこの辺について、今後について何かコメントがあれば、おっしゃっていただ けませんでしょうか。

〇企画部長(川原卓郎君) お答えいたします。

今、市長答弁で最初されましたとおり、検証してということで進めさせていただきたいと思っておりますが、今、地方創生事業というのもお話がございますので、そのようなものが、こういった事業が対象になるとすれば、すぐにでもまた取り組みたいというふうには思っております。

○16番(法元隆男君) 今おっしゃったように、政府のほうで地方創生というような省もできて、そして、石破大臣がその長になっておられますが、今後そのようなことで、今おっしゃったような地方創生というような波も出てくるんではないかということで、その辺にも期待して、また、そういったような国のあれもいただけるんじゃないかというような気もするんですが、今後、これについてはしっかりと検証していただいて、そして、これと同じということではないかもしれませんが、今後、また事業に取り組まれてはどうかなと思っております。

次の2問目に参ります。

加音ホールが、平成8年に開館いたしました。10月5日ということですね。それから、年間利用者が13万人と、この数字、私、存じ上げなかったんですが、結構多くの方がこれを利用していただいておるということですね。

加音ホールは今の、現時点で見ても、やはり管理が、メンテナンスがいいんでしょうか、できたてのころとそんなに違わないように、しっかりとメンテナンスされてて、ただ、機械物は、中のつり物とかああいう、今回もその補正予算出てまいりましたけれども、いろいろな点で年次的に、またそういったようなメンテナンスをしなくちゃならないということは、ずっと残るわけですけれども、この会館が非常に市外に対してもアピールするような施設であると、私なんか思っておるんですけれど。

これが、28年には20周年を迎えるということで、これまた外に向かってもアピールする一つの手段としても、記念式典のような記念行事を行うということは、相当な意義があるなと思っております。

これをつくるに際してはいろいろと、これは加治木町時代ですが、非常に、40億ぐらいの予算をかけた中でつくられた、いろいろな方々が苦労なすってこれができたということで、その成果は十分に出ているというふうに思っております。今ここに、市民に密着した文化会館として、その効果は大きなものがあると確信しておりますということで、回答になっております。

こういったことから、指定管理者や利用者団体等の意見を聞きながらと、検討してまいるということですが、市長、いかがでしょうか、今度の、あと2年後、28年には20周年記念ということで、いかがでしょうか、もう非常に意義のあることだと思いますが、もう一言、少し積極的なご意見を伺いたいんです。

〇市長(笹山義弘君) この加音ホールの創設当時のことは、今、申し上げておるところでございます

が、大事なことは、こういう文化会館という施設というのは、市民に広くやはり活用される必要があるということであります。

そういう中で、今、合併5年目を迎えて、姶良市民の施設として定着しつつあるというふうで、大変そのことはありがたく、そのことをここで効果が大きなものがあるとしてるところであります。

そういうことから、姶良市の施設としてはそういうことでありますが、その当時の設立、設置のと きのいろいろとしますと、やはり財政の問題とかいろいろな苦労があって、これは大きな論点になっ たこともございます。

そういうことでありますが、そういう非常な苦労の中で、これを建設に向けてされた関係の各位がいろいろおられると思いますが、そのことについては、どこかでそういうふうな市としての、今、市となったわけですから、市としてのある程度の評価ということも必要かもしれないというふうに思っております。

今後することですから、今後のことについては、先ほど言いましたように、指定管理者や利用団体 等のご意見もいただきながら、皆さんにそういうことのご相談もしながらということになってこよう というふうに思います。

〇16番(法元隆男君) 今市長がおっしゃったように、これをつくるときの、これが議会に提案されたとき、私は、まだ議員ではございませんでした。議会にこうやって入らせていただくと思いもしないような時期でございましたけれども、非常に議会でも紛糾しまして、規模を少し小さくしたらどうだとか、いろいろな意見で紛糾した覚えがございます。

それと、合併いたしまして、やはり3つの町が1つになって、例えば加治木でいいますと、もう加治木には体育館が全く欲しかったんだけどなかった。となると、姶良とか蒲生でつくってらっしゃった体育館、それが我々のものになったということを逆にすれば、加音ホールも、姶良や蒲生の皆様を一緒に共有して使うというようなことで、そこでまた合併した意義があったような気がいたします。

そういった意味でも、市民全体で、これを20周年ということで祝っていきたいなと考えておりますが、今後もまたそういったことで検討していくということが必要であるということにして、次の質問に移ります。

質問事項の項目3については、同僚議員、初日の湯川議員、そして、先ほどの上村議員が突っ込ん だ質問をされました。だから、ほとんどもうわかってきたわけですけれども。

私は例の、我々もそうでしたが、選挙のときとかその前です。市長が、市政報告会ということを、 市長と語る会というような会をされておりまして、私もその会にいろいろ話を伺って、やっぱりそこ でも市庁舎についての報告はありました。いろいろと、いろんなところでまたそういった話を聞いた りしてるわけですけど、でも、これは非常に難しい問題で、総合支所をどうするかということも、基 本的に物すごく難しいことだとは思いますが、先日または先ほどのことで、大体、庁舎内の検討委員 会が設置されて、それで今後、そういったような建設の必要性とか、その他進め方について協議をし ていくと。そして、平成27年度中に策定する予定であるということです。

合併新法による推進債、これが当初、合併して10年間が区切られてたと思うんですが、2年半ぐらい前ですか、過疎債と一緒に合併新法も5年間延長だということで、5年延びたということで、当初、私は10年間で本庁までできるだろうと、消防やら火葬場やら、いろんな懸案、箱物もあるということで、本庁舎まで手が届くかなと。合併推進債というのは、その期限内で完成していなければ、これは

機能しないということですので、しかし、5年延びたということで、まず、この合併推進債、これは推進債が90%出て、そのうちの40%が後年度に交付金として返ってくるとということで36%、やはり一口で言えばいただけると、これを使わない手はないです。

ですから、私はここで何を申し上げたいかというと、やはり合併推進債がちゃんと間に合う時期までには、やはり笹山市長は方向性を出していただいて、しっかり完成するような、そういう枠組みをつくらなくちゃいかんと思うんですが、その辺のところはどのようにお考えでしょうか。

○市長(笹山義弘君) 今後のあり方ということにつきましては、先ほど来申し上げておりますように、 庁舎内の委員会で素案をつくるということになってきますが、それを今度は外部にかけて、いろんな 意見をいただく中で固まってこようというふうに思います。その作業が、簡単にはいきません。ちょ っと年がかかると思いますが、それらが固まった後に設計に入っていくという作業に入ってこようと 思います。ただ、いずれにしてもこの庁舎の耐震性を含めて、いろいろと課題は一方でありますので、 そんな、あまり時間を長くかけるということも許される作業ではございません。

そういうことから、それらのことも総合的に、まず素案の段階である程度のたたき台を出していただくということになってきますので、この推進債を活用するにしても、取り壊しまで全部済ました中でこの期限内に済ませないといけないということもありますので、それらも含めてこの委員会のほうで素案をつくっていただきたいというふうに思います。

- ○16番(法元隆男君) 今、ただいまおっしゃいましたように、その検討委員会で、まず庁内でやるということで方向性を出そうということですね。一般の民間の方たちがそういったような検討委員会みたいな、次にはそういったことが立ち上がっていくんじゃないかと予測するんですが、その27年度中に方向性を出すということは、それはもう全部庁内の皆さんでいろいろと話をされるんでしょうか。
- **○副市長(大橋近義君)** 新庁舎建設庁内検討委員会でございます。副市長、各部長、両支所の支所長等々を委員としたメンバーでまず検討してまいります。もちろん、この下には作業部会というのを設けておりまして、数字的な詰めをしながら進めてまいりますが、まずはそこで基本構想というもろもろの議論をしていきたいというふうに思います。
- ○16番(法元隆男君) 我々産業建設常任委員会は、先日、琵琶湖に面してる長浜市にちょっと研修に行ったんですが、そこで本庁舎の新庁舎の建設をちょっと研修してきたんですけれども、長浜市の場合は特例債、やっぱり特例債に間に合って、平成18年に合併したということで、特例債に間に合って特例債をもらえることになったというようなことで、一生懸命、非常に立派な、一部改装リニューアルする部分もあるんですが、そんなようなことで新庁舎を建設し、そして、来年の1月か4月かに全館オープンだということでございました。それに携わった担当の方は非常に熱心で、それでもう、我々の時間を予定よりも1時間半ぐらい余計に時間がかかってもまだ説明されたいようなぐらい、やっぱり一生懸命取り組んでおられました。

やはり、本庁舎を建設するっていうのはそういったようなことで、しっかりしたそういうタイムスケジュールの中で、これが36%の推進債がもらえなかったら本当に後年度、後の人たちに対する責任があれなわけですから、おかげさまで5年延びたということで、それには検討する期間も入れて十分

な時間はあるのではないかということですので、基本構想が27年度中に策定するということですので、 その中で、特にそのタイムスケジュールについては、しっかりとしたスケジュールに載せていただく ような検討をしていただきたいと思います。

次にまいります。防災無線について、加治木で非常に、結構予算もかけていただいて、防災無線、加治木だけがなかったということでしたけれども、そうやってつけていただいて、皆喜んではいるんですが、私の住んでる周りの人たちもそうですが、相当なやはり苦情が来てるのは何かっていうと、放送が何か言ってるのはわかるけど、何を言ってるかそれを聞き取りづらいということで、いろんな意見が出ております。

そういうことで、例えば、近年、建物も気密性がすごくありまして、特に寒くなってくるともう窓は閉めっぱなしと、しかもほとんどがアルミサッシでできておりますので、そういう意味でも聞き取りにくいという状況なんですが、このきょうのご回答でいきますと、例えば、防災地域情報メール、電話による音声ガイダンス、緊急速報メール、テレビのデータ放送などでも情報が入手可能であることを市民に広く周知してまいりますということですが、これに対して、もうちょっとこういうことをこれにプラスしてやりますよというようなことの検討はされてはおりませんでしょうか。

〇危機管理監(堀之内 勝君) お答えいたします。

ただいま議員が仰せの防災行政無線の放送内容、防災地域情報メールや電話による音声ガイダンス等、いろんなことを周知しておくことも重要でございますが、やはり聞こえない地域においては屋外拡声子局の増設、また戸別受信機の設置等、検討すべきではあるとは思うんですが、やはり、設置費用の問題、また設置場所の問題がありますので、今後研究していきたいと考えております。

- **〇16番(法元隆男君)** 以前に市長が申されてました。例えば、FM放送の支局をつくるというよう なお話もされておりましたが、FM防災ラジオというのもございます、こういったのを視野に入れて いただいてはいないんでしょうか。
- ○市長(笹山義弘君) 全市的な問題でありますけれども、将来的に防災行政無線は全てデジタル化をしないといけません。そうしましたときに、今、蒲生地区なども戸別受信機をお配りしておりますが、とても財政的にその作業は難しいというふうに思います。それを補完する作業として、コミュニティFMを活用しての防災ラジオという形に切りかえれればと思っておりますし、また、来年4月からはインターネットもリニューアルいたします、ホームページですね。この中でももうちょっと、防災と消防無線等いろいろありますが、その辺の連携ということについても今指示しておりますし、特に、加治木地区は初めての経験ですが、音の実測を少しかけるようにということで、建物の条件とかいろいろありまして、近いから大きいとか、離れてるから小さいとかいう問題ではなくて、その条件をもう一回よく見なさいということでしてございますので、それらをいろいろと調査をした中で、どのように、この子局のマイクの方向性とかいろいろあろうと思いますので、その辺もう一回、今精査をかけるようにということでしてございますので、そういう形で作業はしていきたいというふうに思っております。
- **〇16番(法元隆男君)** さっき、ちょっと質問は、FMのことをちょっとお話ししたんですが、それ

については、今後何か計画はございませんでしょうか。

- ○市長(笹山義弘君) コミュニティFM局のことにつきましては、今のところは計画としては、いろいろ、局だけで設置しても後の活用がなかなか難しいということもあろうと思いますので、今の時点では、イオンタウンの2期工事の中でそれができるかどうかということで今協議を進めているところであります。したがいまして、イオンタウンの2期工事の完成を待って、その中で工事をしていくことになろうというふうに現時点では考えております。
- **〇16番(法元隆男君)** そうすると、まだしばらく後のようでございますね。霧島はそのFMを今も うちゃんとあれして、いろいろと情報を市民の皆さんに流しておりますね。それと、やはり電話によ る音声ガイダンスなんかは、これは加治木だけがこれは使えるんでしょうか。蒲生と姶良がデジタル 化してないということで、こちらの対応は、もうちょっとご説明いただきたいんですが。
- ○危機管理監(堀之内 勝君) お答えいたします。

音声ガイダンスについてでございますが、加治木地区で放送された内容であれば、蒲生、姶良地区でも内容は聞くことは可能でございます。

以上でございます。

○16番(法元隆男君) 先ほどの防災ラジオ、これはFMのラジオ局ですね、神奈川県茅ヶ崎でやはりこの防災行政無線が聞き取りにくいということで、非常にそれに取り組んで、こういったようなことをされたようです。やはり、その辺のところもまたちょっと参考に問い合わせて学習していただいたらいかがでしょうか。

要するに、防災無線が、私自身もどこに防災無線があるかはっきりまだ、私のところは網掛川の反 土側の川の近くなんですが、新生町のあっちにあるのか、またはどこから来るのかちょっとなかなか わかりにくいんですけども、どっかで何か言ってるなというようなことはわかるんですよね、そうす ると、問い合わせをするもう一つの手段があれば問い合わせもできるということで、近所の住民の方 たちが、もう、要するに、言うことは非常にひどいこと言うんですよ、だから、私はここでは言えな いぐらいの表現で言います。もう何もならんとか、そのような言い方をするんですけれども、それに はそれとして、またいろいろ解決方法はあるということで、今後やはり、今市長がおっしゃったよう に全てをやっぱりデジタル化する必要もあるんだということも含めて、そのようなところで前向きに 検討して、これを解決するべきであるというふうに提言して、私の質問を終わります。

○議長(湯之原一郎君) これで、法元隆男議員の一般質問を終わります。 次に、7番、神村次郎議員の発言を許します。

〇7番(神村次郎君) 登 壇

皆さん、お疲れさまです。私は、さきに通告いたしました3点について質問をいたします。 項目1、障がいのある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例について。

障がいを理由とする差別をなくし、障がいのある人もない人も、一人ひとりの人格と個性が尊重さ

れ、社会を構成する対等な一員として安心して暮らすことのできる鹿児島づくりを進める条例が制定され、10月1日に施行されました。まちづくりを進める上で、市民がお互いに楽しく暮らすための重要な条例となります。以下について伺います。

要旨1、市としてこの条例を生かしてどのようなまちづくりを進めるのか。また、市民への理解を 深めるために説明会などをする考えはないのかお伺いします。

要旨2、市は、障害者差別解消施策を策定することになりますが、どのようなものとなるのか。また、策定時期について伺います。

要旨3、条文の中に、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮がなされないこと というところが、くだりがありますが、具体的にはどのようなことを言っているのかお伺いいたします。

項目2、行政改革についてであります。

行政改革、平成25年度に進捗状況が報告されました。要旨1、民間活力の導入、推進について、民間活力の導入については行政の責任領域はどこまでか問われるところでありますが、市民の理解と納得が必要で、行政コストが優先されることには慎重な対応が必要であります。以下についてお伺いいたします。

要旨の1になります。施設の民営化の検討で、保育園の民営化、給食調理業務の民間委託について 25年度に調査を実施されているが、どのような調査をされたのか。調査の内容と今後の進め方、検討 内容について伺います。

要旨2、保育園については26年度で検討委員会が設置をされることになっていますが、委員会のメンバー、また現在どのような検討がされているのか伺います。

要旨3、給食調理業務については26年度実施となっていますが、実施内容をお伺いします。

要旨4、給食調理場については、現在、正規職員が非正規職員に置きかえられ、次は民間委託に出されようとしていますが、公共サービスとは何なのかお伺いいたします。

要旨2、定員適正管理について、①平成27年度で1次の計画が終了することになりますが、何人の 削減になり、28年度以降も削減の方針なのかお伺いします。職員削減により業務に影響はなかったの か、市民サービスの低下はなかったか、職員からの不満の声はなかったのか伺います。

要旨2、②臨時職員の適正配置の推進及び縮減について、26年、27年度削減額が示されていますが、 どの部署を縮減予定かお伺いします。 (3) 給与の適正化について、時間外勤務手当の24、25年度の 実績が示されていますが、計画額を大幅に超えて成果を上げていますが、どの部署で削減ができたの か、勤務実態に見合った適正な時間外勤務手当が支払っているのかお伺いします。

項目の3、川内原発再稼働についてであります。

川内原発は、県知事、川内市長が再稼働に同意をしました。来年、早い時期に再稼働になるようであります。核事故の場合、福島の経験から姶良市も被災を受けることは想定をされます。市民の安全を守る立場から十分な説明と理解がされたのか、市長の見解をお伺いします。

あとの質問は、一般質問席から行います。

〇市長(笹山義弘君) 登 壇

神村議員の1問目の、障がいのある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例についての、1点目のご質問にお答えいたします。

この数年、障がいのある方々をめぐる制度改正が次々と進められており、障害者総合支援法の施行や、障害者差別解消法の公布、さらに本年1月には障がい者の権利に関する条例が批准されたところであります。鹿児島県におきましては、障がいを理由とする差別をなくし、障がいに対する理解を深めるため、障がいのある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例を制定し、本年10月1日から施行されております。

本市といたしましても、この条例の主旨に沿って、全ての人が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現を目指し、障がいのある方々が安心して暮らせるまちづくりを進めてまいります。併せて、障がいを理由とする差別の解消について、市民の関心と理解をより一層深めるため、市の広報等を活用するなど、必要な啓発活動に取り組んでまいります。

2点目のご質問についてお答えいたします。

県条例では、市町村への要請及び支援として、市町村に対し地域の実情に応じた障害者差別解消施 策を策定し、これを実施することを求めるとされております。

市といたしましては、策定及び実施にあたって県と連携を図るとともに、情報提供、技術的な助言、 その他の必要な支援を受けつつ、国が策定する基本方針、各省庁でつくられる差別や合理的配慮のガイドラインなども見据えながら、平成28年4月の障害者差別解消法の施行を目途に検討してまいります。

3点目のご質問についてお答えいたします。

社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮がなされないこととは、障がいのある人から障壁となっているものを取り除いてくれるよう依頼され、そのことが重い負担でもないのに障壁を取り除くことについて必要な配慮をしないこととされております。例えば、聴覚障がい者の方のために筆談に応じたり、視覚障がい者の方のために文字情報を読み上げたりするといった配慮を提供しないことなどが該当すると考えております。

次に、2問目の行政改革についての1点目の1番目と2番目のご質問につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

本市の行政改革大綱では、民間にできることは民間へという、アウトソーシングの視点に立った行財政運営に努めることを目標の一つとしております。民間の優れた手法を有効活用しながら、市は、自ら直接担うべき役割に重点を移すことで、民間雇用の創出と行政経費の削減が図れることから、現在、公の施設への指定管理者制度の導入などを推進しているところであります。

保育所の民営化及び給食調理業務の民間委託の検討については、これまで資料等の収集は行っておりますが、実施に向けた具体的な取り組みは今後の検討課題となっております。保育所については、来年4月から子ども・子育て支援新制度が施行される予定であり、各保育施設の新制度への移行状況を確認する必要があることや、今後策定いたします公共施設マネージメント自書における姶良市の保有する施設のあるべき方向性に基づき、施設の再配置等を含め総合的に研究・検討していかなければならないと考えております。

3番目のご質問についてお答えいたします。

学校給食の調理業務は、姶良地区では正規職員及び臨時職員による自校方式、加治木地区では民間 委託による給食センター方式、蒲生地区では臨時職員による給食センター方式と、それぞれ異なった 方式をとっており、調理業務を民間に委託する方式は一つの選択肢として検討することとしておりま す。

4番目のご質問についてお答えいたします。

公共サービスは、行政の各分野において広く一般の人々の福祉のために公的機関が供する業務であり、官が行うにしろ、民に委ねるにしろ、最終的な責任は地方公共団体にあると考えております。サービス提供のあり方については、関係する団体や関係者、利用者等の声を十分にお聞きしながら慎重に対応し、限られた財源の中で、今後はどのような形態での市民へのサービス提供が可能か、その手段や方法が決定されるものと考えております。

2点目の1番目のご質問につきましてお答えいたします。

本市の目指すべき職員数は、第1次定員適正化計画に基づき、平成23年度以降、消防職を除き毎年度6人ずつ、合計30人を削減し、27年度末には609人にすることとしております。計画の進捗は、本年11月1日現在で職員数は607人となっており、計画の目標を上回る状況にあります。このようなことから、一般職員の人数を確保するため管理職ポスト等を削減し、市民サービスへの影響が出ないように、組織や業務の見直しを行っているところであります。平成27年度以降、合併算定替え終了に伴う普通交付税の段階的縮減が始まり、今後も市民サービスの水準を維持し続けるためには、目標達成後も引き続き人件費の抑制に取り組まなければならないと考えております。

2番目のご質問についてお答えいたします。

臨時職員の適正配置の推進及びその縮減については、行政改革大綱実施計画では平成25年度から目標に定めていたところでありますが、計画策定後の業務量の増加等により実施できていないところであります。

本市の臨時職員は、単なる事務補助という位置付けではなく、福祉や教育分野を中心に市民サービスを提供する上で重要な役割を担っていることから、任用、賃金や処遇等の改善や見直しを行っているところであり、今後は、勤務している臨時職員をはじめ、市民の皆様に理解を得られる雇用体制を構築してまいります。

3点目のご質問についてお答えいたします。

時間外勤務については、合併後の事務が混乱、錯綜した時期に比べ、一部の部署を除き年々減少の傾向にあります。勤務実態に見合った時間外勤務手当が適切に支払われているかとのご質問でありますが、時間外の勤務については予算の範囲内において、管理者である課長が勤務の必要性を確認の上、勤務命令を出し、タイムカードによる退庁確認を行っておりますので、勤務の実態に見合った適切な手当の支払いは行われているものと考えております。

なお、職員の健康管理の観点から、休日等の出勤については、基本的には代休による対応を行って いるところであります。

次に、3問目の川内原発再稼働についてのご質問にお答えいたします。

私は、これまでも原発再稼働の条件である地元の同意については、必要であり、その範囲は国が決めるべきであると申し上げてまいりました。先ごろ、立地自治体である薩摩川内市長や市議会が、また鹿児島県におきましても、県知事や県議会が再稼働に同意いたしました。いずれも、原発の安全対策や必要性等を十分議論し判断されたものであると認識しており、大変重く受け止めております。

また、本年10月中旬に県内5会場で開催された原子力規制委員会による適合審査の審査結果に関する説明や、その後、資源エネルギー庁や内閣府、鹿児島県、九州電力により追加説明会が開催され、原発の必要性や過酷事故等への対策、対応等が説明されました。

市民の間では、まだいまだ再稼働に不安のある声があるものと承知しており、これらの説明会だけにとどまらず、国は理解や納得が得られるよう丁寧な説明を尽くしていただきたいと考えております。 以上で、答弁を終わります。

○議長(湯之原一郎君) ただいま1回目の神村議員の質問と市長答弁が行われましたが、2回目以降 の質問は、午後から行いたいと思います。

ここでしばらく休憩します。午後からの会議は1時から開きます。

(午前11時31分休憩)

○議長(湯之原一郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後0時58分開議)

- ○議長(湯之原一郎君) 神村次郎議員の一般質問を続けます。
- ○7番(神村次郎君) それでは、再質問をしていきます。

最初の差別解消施策の県条例の質問ですが、この条例は全国でも10番目にできた条例だそうです。 九州各県でも、九州各県進んでいまして4番目にできた条例で、中身も九州で一番だと言われていま す。条例づくりには、法律もですが、当事者が参加をしてつくったという極めてまれな条例です。

そういうことで、特にこの教育の分野では、事例が先ほど意味の説明の回答がありましたけど、あ あいった例がたくさん教育本には出て、そういう意味で、ぜひこの条例を生かした少なくともやっぱ り県内一の、この障がいのある人もない人も住みよいまちづくりを進めていただきたい、そういうふ うに考えます。

小さな幾つかの小問題点がありますが、今日はもういたしませんが、今から条例を市で内容を詳しく検討されて、いろんな作業をされるようですので、その段階でもまたお願いしたいと思います。

2番目の行政改革についての質問に行きます。

行政改革の進捗状況の報告がございました。その中をずっと私なりに見てみました。定員適正管理についてですが、旧町の時代に職員が約79人を削減した。今回も削減をして全国の類団との比較で中位、九州の類団と比較しても平均的という状況になっている。これ以上、もう職員を削減する必要性は何になるのか。

それから、これまで削減計画、定数管理のこの目標値は非合併市でした。28年度以降もするという ことだそうですが、どういう目標値をもってされるのかお伺いします。

- ○総務部長(小川博文君) ただいまのご質問については、担当課長に答弁させます。
- ○総務部行政改革推進課長(竹下 宏君) 行政改革推進課の竹下でございます。

お答えをいたします。

定員管理の必要性ということでございますけれども、削減の必要性と言われますと、本市の財政状況というのを考えていただければよくわかるかと思いますが、人件費、扶助費、公債費、この占める割合というのは非常に大きなものがございます。その中で唯一削減が可能なものと言われているのが

人件費ということでありますけれども、今後、新市の事業を推進するにあたり、一般財源の確保というのは非常に大切なことでありますが、捻出をするといたしますと、そういった部門をどうにか削減をしていかなければならないというようなことになりますので、必要性と言われますと、その部分を確保をするということが一番重要な部分になってくるだろうというふうに思っております。 以上です。

〇7番(神村次郎君) 財源の確保をということであるようで、人件費の削減というのはやりやすいんですよね。選挙のときに議員定数、職員定数を削減すると、これはかなりのやっぱりいい影響があるというのが過去にもありました。そのことが本当にいいのか、私は問われていると思います。

定員適正化計画は、正規職員を減らして、結局は非正規職員をふやすことになっていないか。先ほどの質問にありました四百数十名います。前も聞きましたが、私は、非正規の問題、そういうことになっていないのか、非正規がふえることが正しいのか。

現在の非正規雇用では、熟練をした職員は形成をされません。まさに短期の使い捨て労働です。働き手のスキルに大きく依存をする、住民サービスの質の低下につながる、そのことが市民の信頼を損なうことになるんじゃないかと思いますが、市長の見解を伺います。

- ○市長(笹山義弘君) 今、市には、このいろいろな課題があるわけでありますが、その中で財政の健全化ということについては避けて通れないわけであります。その中で今、事業をいろいろとする中で、民間もいろいろと成熟してこられておりますので、民間ででき得る仕事があるとすれば、そこは民間に委ねるという姿勢も、財政の効率化という点では避けて通れないのではないかというふうに思っております。
- ○7番(神村次郎君) 民間にできることはというのは、もうこの行政改革の方針の中にも書いてありますが、ぜひやっぱり非正規の問題を含めて、この非正規の問題というのは先ほどの質問にもありましたけれども、この国で今、アベノミクスをどんどん進めておられますが、雇用の問題というのは大きな問題になっている。労働者保護ルールが改悪をされる、派遣を派遣のままで、解雇ルールが金銭解雇はできる、それから高額所得者の残業代は認められない。この残業代をカットをしていくというのは、これにとどまらないんです。4つありますが、雇用、この働く人のこの保護者ルールというのがあるんです。やっぱり改悪してもらっては困る。そのおかげでアベノミクスが経済成長するんでしたら、大きな間違いだと私は思います。

3番目に、次に行きますが、時間外勤務手当の問題です。

行革の進捗状況を見ると、計画額に対して達成率がもうすごく大幅に達成をされています。予算の 範囲内で時間外勤務手当を支払っていくということですが、こんな話を聞くんです。全部を払ってほ しいとは言わない、払ってほしいときがある、そういう声が聞こえてきますが、内容をお聞かせくだ さい。

〇総務部長(小川博文君) お答えします。

答弁といたしましては、市長が答弁したとおりでございまして、議員申されるように、予算の範囲 内において管理者である課長が勤務の必要性を確認の上に命令するという仕組みでございます。今、 議員申されましたこと等については、直接把握はしていないということでございます。 担当課長のほうに話があるかについては、答弁させます。

- **〇7番(神村次郎君)** 私も時間外勤務手当を全部払ってほしいとは言いませんが、職員がこんなとき は払ってほしいち言って、それを把握をしていないというのはおかしいですよね。言えない雰囲気が あるんじゃないですか。
- ○総務部長(小川博文君) 担当課長のほうに答弁させます。
- ○総務部総務課長(松元滋美君) 総務課長の松元と申します。

今のご質問ですけれども、時間外の勤務計画につきましては、年度当初の中で計画的な運用と、あ と、災害とか予期せぬいろいろな状況が生じた場合には、それには対応していくという形の基本的な 形でやっております。現場においていろいろな声があるとすれば、それにつきましては、また今後の 予算のヒアリングを含めた現況把握の中で、現場の状況については把握できるよう、精査するよう努 めてまいりたいと思います。

以上です。

〇7番(神村次郎君) ぜひそういった職員、職員というのは弱い立場なんです。そこら辺を理解してほしいと思います。

それから、前からこの時間外の問題で何人かの議員が質問されますが、時間がきても帰らない。僕はある程度、5分か10分ちいうのは、いいなち思いますけれども、なかなか帰らないと、それが実態なんですか、一部だとは思いますが。やっぱりそこら辺は、帰りにくいという雰囲気ができているんじゃないですか。やっぱりボランティアと仕事は、ちゃんと別にしてほしいと思います。そこら辺、どうですか。

- ○総務部総務課長(松元滋美君) 各職場において、お互いの意思の疎通を図りながら、そういう帰りにくいような雰囲気というのはあってはならないわけですので、業務においては全スタッフが平等にリスクを分け合うような形でやるべきかと思います。現状において、いろいろな部分においては、そういう状況もあるやもしれませんが、そこにおきましては、時間外の時間の使い方、また早期の退庁に努めるという流れを人事のほうでも促しながら改善していきたいと思います。以上です。
- **〇7番(神村次郎君)** お客様が5時前に来られて流れでというのはわかります。部長クラスの人たちが、課長クラスの人たちが、そこら辺の指導はぜひしてほしいなと思います。残っていて評価が上がるとすれば大きな間違いですから、ぜひ気をつけてください。

それから、行政改革についてですが、先ほどお聞きをしました定数管理というのが、まだ行政改革の中では結構進んでいると思います。財政の状況を見ると、先ほど質問の中にもありましたが、今から合併推進債それから地方交付税、大きな減額になっていくと思います。国も相当な借金を抱えて消費税を打ち出しています。地方に与える影響は格段に大きなものがあると思っています。そして、消

費税が実行を延ばすということですから、その中で私はこの財政的な面で考えるのは、今、経常経費の部分をかなり先行をして行政改革を進めておられますが、全体の体制の中で、例えば建設部も農政部も全部含めて将来に向けての計画をつくっていくべきだと、特に財政の問題についてもストックをどれぐらいするとかいったような計画をやっぱりぴしゃっとつくるべきだと思いますが、そこら辺を市長はどうお考えですか。

- ○市長(笹山義弘君) 前の答弁でも申し上げましたところですが、この財政の安定化ということをしたときに、ここに来て扶助費が大変な伸びを示しておるわけであります。先ほど来、職員も答弁いたしておりますけれども、この姶良市の歳出の中の大きく占めるところのほとんどが民生費を初め、それと人件費、そういう義務的経費的な経費が大きく占めておりまして、そういう中で、しかし仕事はやはり前に進めてやっていかなければならないと、その辺のバランスは見させていただいているところでありますが、いずれにいたしましても、将来的にこの財政が豊かになるという見込みがあるわけではございませんので、やはりそこに備えていくということは、確かに議員ご指摘のように計画的に進めていく必要もあろうと思いますが、今そのことも含めて、いろいろと財政のあり方ということについては見直しをかけているということであろうと思います。
- ○7番(神村次郎君) この行政改革はやりやすい部分からやっていくという、言葉はちょっとあまり使い過ぎですが、ぜひ全体の市の財政の中で部門ごとにやっぱりどうあるべきか、そのことを確立をしていただきたい。その中で経常経費の部分、そういうことになれば一定の理解はできますが、今のところはやりやすい部分からという言い方は拭えないところはありますので、ぜひ努力をいただきたいと思います。

それから、公共サービスとは何かということですが、公共サービスの提供は、やっぱり要するに競争原理を働かせることでアウトソーシングが進められているわけですが、これは保育部門とか給食部門とか保健福祉、これらのサービスは、当該事業が単年度で収支決算でもたらされる利益をコスト計算をして採算を判断するには、僕は無理があると思います。こうした公共サービスは、一時的に赤字になっても長期的視野に立って財政を投入することが求められますし、それでこそ公共の役割を果たすことになるのではないでしょうか。民間の利益を追求するというインセンティブに依拠し、競争原理を導入して効率化を図るという手法は、ともすると公共の喪失につながると、そういうふうに思いますが、見解をお伺いします。

- ○市長(笹山義弘君) お考えはいろいろあろうと思いますが、直接的に業務を行政がするにしても委託をかけるにしても、最終的には地方自治体の責任のもとでこういう公共サービスは提供させていただくわけでありますが、最終的にその評価をされるということにつきましては、これは市民が最終的に判断されるということであろうと私は思います。したがいまして、そのサービスが公であろうと民であろうと、市民にとってサービスが高いといいますか、そういう評価をいただけるとすれば、その施策を進めていくべきであろうというふうに思います。
- **〇7番(神村次郎君)** 見解が違うんですが、アウトソーシングは、まさにこの労働の商品化だと、そして今、労働の買いたたきが進んでいる、そういう状況だと私は思います。こうしたワーキングプア

の拡大は、消費の低迷による地域経済は大きくなります。税社会保障の基盤の脆弱化に直結をします。 アウトソーシングは貧困の連鎖を際限なく拡大をすると、そういうことになっていくと思います。 ぜ ひ全体的な市財政のあり方を検討する中で行政改革を進めていただきたいと思います。

それでは、川内原発再稼働の問題について入っていきますが、先日、蒲生に福島の浪江町の商工会長、現在の商工会長が来られて、福島の現実を報告をされました。前もって市長には資料をお渡しをしておきましたが、ちょうど講演をされる日が、県議会が川内原発の再稼働を決めた日の明くる日です。商工会長は福島の現実をどういうふうに受け取っておられるのか、少なくとも30km圏の地元には了解を求めるべきではなかったでしょうかと、そのことを言われておりました。

福島の新聞です、福島民報というやつですが、川内原発のことがここに書かれています。ほかの県ですから通常は書かんでいいんです。福島の教訓どこに、安倍政権、鹿児島県と水面下で調整、大きな新聞、2面、3面。福島の人たちは、本当に川内原発が再稼働をしたことがどうなのか心配しているんです。

商工会長が言われた中身を少し話をしますが、よく賠償が入っていいねと言われます。しかし、私たちはお金に変えることのできない多くのものをなくしているのです。二度と私たちのような経験をする人が出ないように、これまで活動をしてきた中での反省点を交えて、今、私たちが抱えている問題点を次に列挙しましたということです。

全部は読みませんが、今回の事故でわかったことは、原発のような巨大プラントが一旦事故を起こ すと、被害は立地自治体にとどまらず、隣接あるいはもっと広範囲に被害が及ぶということです。こ れまで大きなプラントをつくるときは、立地自治体の承認が得られればできました。しかし、今回の 事故で影響を受けたのは立地自治体ばかりではありません。浪江町、南相馬市の小高区のような隣接 自治体を初め、飯館村のような、ここは30kmから40km圏に、原発から遠く離れ、原発による経済的 な恩恵にあずからなかった自治体も、受けた被害は同じでした。そして今も苦しんでいます。今はシ ミュレーションをすれば、一旦事故が起こったときの被害状況はわかると思います。これからは被害 が想定される自治体の了解が得られなければ大きなプラントの建設はできないような仕組みをつくる ことこそが、今回の事故から私たちが学ばなければならないことだと思います。もしこれができない のであれば、建設を決めた自治体に受けた損害の賠償責任を負わせるぐらいのことをしなければ、た だ目先の金目当ての自治体ばかりが、自分たちの都合ばかりで決定してしまうことが続くと思います。 それから、学校のことが書いてあります。浪江小学校は、震災前は児童数558名を擁する地域の中 心校でした。今の浪江小学校の児童数は18名です。しかし、来年の入学見込みはゼロです。本来です と被災町が一致してこれらの被災地の復興の方向性を決めなければならなかったと思うのですが、も う3年8か月がたちますと、各市町村で温度差もありながら、ばらばらです。また、私たちに対して も、これまでとは違った見方がされるようになりました。これまでのように、かわいそうだ、大変だ ね、しっかり頑張ってだけではなくなってきております。そして、私たちの知らないところでという より、私たちの考えの通らないところで、しかも私たちや私たちの子どもあるいは孫の生き方まで影 響の出るようなことが次々と決まってきましたことを、私たちだけなら我慢できますが、何世代にも わたって影響のあることに関しては、私たちはこのまま黙っていないで、もっと声を出すべきだと思 うんです。そして、私たちのような境遇は常に隣り合わせにあるということをぜひ知っていただくこ とこそ、今の私たちにできるささやかな恩返しです。こういう結び方がされています。

この人は、まちおこしをされているんです、こういうパンフレットがあります。いろんな事業をさ

れています。人をつなぐ、テレビでも出たと思うんですが、盆踊りをしたり、それから町の伝統的に残っている集まりをしたり、イベントをしたり、そういうことをされています。そういうことで、今わざわざ読み上げましたけれども、福島の思いをやっぱり私たちはもう一回認識をすべきだと思います。

市長は九電の市長と面談をされていますが、九電の社長から再稼働について了解を求められたと思いますが、取材内容から見ると、再稼働に理解を示したということではないかと私は思っています。 新聞の記事の中では、たくさん語られたんでしょうけれども要点だけを書いていますが、安全は絶対に見えないとして、安定した電力供給をお願いをしたいと答えておられます。これはやっぱりこの話の内容は再稼働を進めているというふうに受け取れるんですが、そういうことで間違いないですか。

○市長(笹山義弘君) いろいろとご質問をいただいておりますので、今の時点での市長としてのお話をさせていただきたいと思いますけれども、平成23年の3月11日の金曜日、午後2時46分に牡鹿半島東方沖約130kmを震源として発生した東北地方太平洋沖地震は、マグニチュード9.0という我が国有史以来の最大規模のものでありました。死者、行方不明者はおよそ2万3,000人を超え、そのほとんどがこの地震により生じた巨大津波によってさらわれて命を落とした方々でありました。加えて、東京電力福島第1原子力発電所の第1号機から4号機の被害と、それに伴う事故が我が国初めての衝撃的な事態となったわけであります。

最近では、8月の広島市土砂災害、11月の長野県中部における地震等が発生いたしましたが、被害をお受けになった方々の1日も早い復興をお祈りする次第でございます。

原子力規制委員会は、九州電力川内原発一、二号機について、安全性が新しい規制基準に適合しているとする審査結果を了承し、再稼働の決定は、地元住民と電力会社、政府の間で行われるべきだと発言しました。そして伊藤知事は、諸般の状況を総合的に勘案し、再稼働はやむを得ないと述べ、1、事故時に国が責任を持つことなどを国が約束した、2、原子力規制委員会の審査で安全性が確認された、3、立地自治体の薩摩川内市と市議会、県議会の同意が得られたといった点を同意の理由に上げておられるわけであります。

再稼働への地元の同意に関しましては、法律に明文規定があるわけではありませんけれども、電力会社は従来、原発が立地する道県や市町村と安全協定を結び、両者の同意を事実上の条件としてきたわけであります。東電第1原発事故を受け、原発事故に備えた避難計画を含む地域防災計画の策定を義務づけられる自治体の範囲が、半径8から10km圏から、30km圏に拡大されたわけであります。鹿児島県でも事故後30km圏内の全ての自治体が協定締結を求め、九電もそれに応じているところであります。しかし、その内容は情報提供にとどまり、同意の権限は鹿児島県と立地自治体のみであります。したがいまして、権限がない以上、現状では薩摩川内市及び鹿児島県の同意に対して発言すべき立場にないと考えます。また、私の立場としては、原発再開そして原発反対双方の意見に対し、真摯に耳を傾けるべき立場にならなければならないと思っております。九電社長との面会についても、さらには菅直人元首相との面会も、どちらも拒むことなくお受けしておりまして、双方の言い分を真摯にお聞きした次第でもあります。

発電をとめて火力発電に切りかえたなら、今度は温暖化の問題にぶつかるわけであります。水力、 風力に切りかえたとしても、供給量があまりにも不足して、産業分野はおろか、一般生活も支えきれ ないと考えております。化石燃料を燃やすにしても原発に頼るにしても、快適に生きていくには何か を犠牲にしなければならないと考えております。ですから、一つの課題があったなら、危険性を把握し、他の代替手段との優位性比較を行いながら、それでもやる価値があるならば、危険性を克服するだけの技術や体制をつくり、現在や未来への責任を持つ決意をもって挑戦していくべきであると考えております。

これが今の所見でございます。

- ○7番(神村次郎君) よく私はわからないんですが、後でお聞きをしますが、市長は24年の3月の新聞の取材に、地元同意は県と川内市で十分かというのに、いいえと答えられております。この中に、私が疑問に思うのは、住民の意見も参考とするということも答えておられます。それから、再稼働は必要かという質問に、どちらとも言えないと答えておられます。その内容を、事故原因の究明が必要だと言われております。住民の意見も参考とすると言われているんです。住民の意見というのは、議会の陳情した採択をしたそのことも含まれると思います。それから事故原因の究明ですが、いまだに原因が何であったかわからんですね。地震のときに、もう既に壊れていたという人もいるんです。そのことを含めて、今、2つ申し上げましたが、どのようにお考えですか。
- ○市長(笹山義弘君) 事故究明というのは、今、それぞれの立場で調査されているというふうに思いますが、そのことのどのように調査がされているかということについては、追ってまた報告があろうと思いますが、この福島原発の問題については、やはり当事者である東京電力及び国において、しっかりと今後その調査そして原因究明等もされるということで考えておりますが、この同じ地震の及んだ範囲内においては、ほかの原発もあるわけでありますが、ほかの原発ではこのような事象は起こっていないということもありますが、これらのことについても国において今後示されるのではないかというふうにも思います。

また、私がかねてからこの取材及び九州電力の九電社長ともお会いしておりますが、そういう対話の中で、私がこの再稼働に一切言及したことはございませんので、そのことはご報告しておきたいというふうに思います。

〇7番(神村次郎君) それでは、福島の現実から見ると、30km圏を超える被災はこの姶良市にも及ぶ。そして、姶良市は農業では有機農業を推進しています。これは農業に与えるダメージというのは物すごく大きなものがあります。新聞に載らない、それから漁業の問題もマスコミに載らない部分がたくさんあると思います。過酷な事故のときに農業が影響は大きいと思います。

また、福島の事故の原因究明はまだ道半ばです。再稼働の判断を市長は国や県と言っておられますが、市民の安全を最終的に守るのは市長なんです。30km圏を超えて被災を受けるということが明確になっています。それから、一つ、きょうの回答の中で、川内市と県が再稼働を同意した、そのことについて重く受けとめると言われています。市議会が採択をした陳情についても重く受けとめておると言われていますが、どちらも重く受けとめることは結構ですが、今さっき申し上げました市民の安全を守る立場から、国や県でなくて、ちゃんとやっぱりはっきりと市民を守る立場で明確に発言されるべきじゃないですか。

〇市長(笹山義弘君) 私にいろいろと市民の安全安心を守る立場にあるということは認識しておりま

す。その中で、この市民生活を安定的に守るということの一つにインフラ整備があるわけでありますが、インフラの中でも、その最たるものがこの電力であろうというふうに思います。私はいろいろなこういう類した質疑をお受けしたときに、マスコミ報道等でも質問をお受けしますが、私の立場としては、市民生活を安定的に維持するためには、電力の安定供給というのは避けて通れないということはお話ししております。そのことを受けて、電力事業者である九電含め、国においては、どのように電力をつくっていくかということについては、国の最終的な責任においてしっかりしていただきたいということは、終始一貫申し上げているわけであります。

それから、この民主主義というのは二元代表制でございますので、そういう意味で、議会がこの採択をされたということは重く受けとめております。そのことには間違いございません。そういうことから、議会は川内原発が同じ事象が起こるという判断のもとに、そのように判断されたと私は重く受けとめておるわけであります。そのことについては議会の責任において、ある程度説明をいただくということになるのではないかということで、そのように申し上げているわけであります。(「そういう言い方は理解できない」と呼ぶ者あり)

- ○議長(湯之原一郎君) 静粛に願います。(「市民は理解できないよ、そんなことは」と呼ぶ者あり) 静粛に願います。
- ○7番(神村次郎君) 先日、議会報告会、議会と語る会を開催しました。2か所で、市民の再稼働に対する心配が出ました。これはもう切実な問題です。ぜひやめてほしい、そういう声がありました。私は、行政としてはあまりそういう声を聞こうとしていないんじゃないかと思うんです。特に女性、婦人から子ども、心配はたくさんあります。加治木高校が私の孫がいますので、生徒会新聞というんですか、見せてくれました。内容的にはそんなに充実したものではありませんが、生徒なりに原発問題を捉えてアンケート調査をしている、それぐらい関心があるんです。被曝に対して心配が、特に行政側にあまりないんじゃないんですか、認識が。低線量被曝というのは誰も経験していないです。何十年か後に、甲状腺とか臓器の異常が出たときに、果たして被曝が原因だと言われるんでしょうか。あなたの体調じゃなかったんですかと言われます、水俣病がそうであるように。

ぜひ、何かこれまでの話を、記者会見などを通してしか市長の考えをお聞きできませんが、片や市議会が重い判断を、私はこの市議会の皆さんが判断をしたちいうのは、相当重いものがあると思います。よく原子力に反対すると圧力が加わるんです。福島県の前の知事、何とか栄佐久さん、(発言する者あり)佐藤栄佐久さん、この人は原発に反対やったんです。ご存じのような結果です。この国の原子力に対するすごい力は、びっくりしました。一つお聞きをしますが、行政で今、仕事をしている中で圧力が加わっていることはありますか。一つはこういうことがありました、県体育館を要請しているのに困ると。これは、どこかそっちのほうから聞こえてきます。(笑声)それから、議長に対して間接的ですが圧力が加わっている、何かそういうことでお気づきはありませんか。

○市長(笹山義弘君) 私の立場といたしましては、この九州電力の再稼働のことにつきまして、原子力規制委員会が、法律に基づいて運転にあたり求めてきたレベルの安全性が確保されたことを確認したということで報告を受けておりますので、そのことの報告に基づいてのことでございまして、それ以上、私はその判断のあれを持ち得ませんので、そういうことで、今後はいろいろと手続はされるで

ありましょうけれども、そのことについても国及び県からの報告があろうというふうに思っていると ころであります。したがいまして、今いろいろおっしゃったことについては、私はお答えする立場に はないのではないかというふうに思います。

○7番(神村次郎君) 私は根源にあるのは、私たちも市長も、市民の安全を守る立場にあるんです。 それでは、姶良市内の中学生が書いた作文を読んで終わりにします。最近よく新聞を、川内原子力 発電所の再稼働についての記事をよく見かけるようになりました。中は飛ばしますが、「しかし、こ の事故から私たちが学べることはあるのです。それは放射線の恐ろしさと、二度とこのようなことが 起こらないようにするための方法だと思います。そして私が選んだその方法とは、安全性を高めて再 稼働をすることではなく、原発を廃炉にすることです。もし、大切な故郷である鹿児島を原発事故が 起き、生物の住めない土地になったら…。私は川内原発を再稼働させたことをずっと後悔をし続ける ことになるでしょう。日本で起きた今回の原発事故、これは、原発は生きるために本当に必要なのか と人間に考えさせるための地球からの警告ではないでしょうか」。

以上で終わります。 (「原発は誰にも安全だとは言えないだろう。事故が起こりゃ、誰も責任はとれない」と呼ぶ者あり)

○議長(湯之原一郎君) これで神村次郎議員の一般質問を終わります。 ここでしばらく休憩します。10分程度とします。

(午後1時43分休憩)

○議長(湯之原一郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時52分開議)

○議長(湯之原一郎君) 一般質問を続けます。 11番、小山田邦弘議員の発言を許します。

〇11番(小山田邦弘君) 登 壇

本日、最後になりました、小山田でございます。本日は、たくさんの傍聴をありがとうございます。 今回私は、所管事務調査で勉強してまいりましたICT教育について質問をいたします。

最初にお断りをしておきますが、きょうはいつもよりも片仮名、英語がたくさん出てまいります。お聞き苦しい点もあろうかと思いますが、最初に本日のテーマであるITCだけを覚えていただければ幸いでございます。ああ、ICTでございます。(笑声)よろしいでしょうか、ICTでございます。I――インフォメーションですね、C――コミュニケーション、T――テクノロジーで、情報通信技術を生かした教育についてきょうは質問をさせていただきます。

AKBやTPP、ETCと似たような言葉がたくさん出てくる今日ですけれども、本日のキーワードはICTでございます、よろしくお願いいたします。

さて、今回私は、所管事務調査でICT以外にも、よい体験をさせていただきました。訪問しましたのは東北、まず向かったのは奥州仙台です。太平洋側から広い平野に向かって一直線に飛行機は入ってまいります。津波はこうやってまちをのみ込んでいったんだろうかと思いながら、鳥の目になっ

て仙台のまちを眺めてみました。すると、空港周辺には大型トラックや重機が動き回っていました。 そのとき私にはそこが復興のまちに見えました。

それから2日間研修をしまして、3日目に、今度はタクシーで空港周辺をめぐり、自分たちの足で歩いてみました。1,000戸を超えるような大規模な住宅地が、今は家の基礎部分だけを残して消え去っていました。時折手向けられた花束、子どもたちが遊んでいたであろうと思われるおもちゃの破片を見つけることができました。

鳥の目ではなく、虫の目になって見たそのまちは、復興のまちなんかではなく、震災、津波の傷跡が今も深く残されたままのまちでした。被災地は、私に教えてくれました。同じ場所、同じ事柄であっても、鳥の目や虫の目など違う角度や高さから見たら全く違って見えてくるよ。今の自分の目線を疑い、いろんな角度から検証しろ、そんな声を聞いたような気がいたしました。

きょうはICTを鳥の目、虫の目、いろいろな角度から問うてみたいと思います。

質問事項1、ICT教育の現状と今後の展望、課題について。

要旨1、本市におけるICT教育の現状はどのような状況にあると捉えているか。

- 1、本市においては、ICT教育の狙いをどのように定めているのか。
- 2、ICT教育にかかわる機材や教材などの環境整備はどのようになっているか。
- 3、児童生徒や教職員の知識・技能などの習熟度はどの程度まで進んでいると考えているか。
- 4、学校教育ばかりでなく、社会教育におけるICT活用はどのような状況にあるか。 要旨2、本市におけるICT教育の今後の展望と将来課題についてどのように考えているか。
- 1、今後、整備が必要と想定される機材や教材などはどのようなものが考えられるか。
- 2、それらが整備されることにより、教育現場や教育効果はどのような変化が見込まれるか。
- 3、ICT教育が充実される一方で、ネットいじめなど不安視されるような問題点は想定されないか。
 - 4、それらに対して、どのような対応策が検討されているか。 以降は一般質問席より行います。

〇市長(笹山義弘君) 登 壇

小山田議員のご質問につきましては、教育委員会でお答えいたします。

○教育長(小倉寛恒君) 小山田議員の1問目のICT教育の現状と今後の展望、課題についての1点目の1番目のご質問にお答えいたします。

ICT教育のねらいは、児童生徒の情報活用能力を高めることによって、21世紀の高度情報化社会を生き抜くために、欠かせない重要な能力であると捉えております。

そのため、ICT活用による授業改善や、児童生徒の情報リテラシーの育成を図る環境を整えることを目標としております。

2番目のご質問についてお答えいたします。

本市におきましては、児童生徒用の教育用パソコンのリースを更新時期に合わせて年次的に行っております。

また、教室内の電子黒板などの配置は十分ではないものの、大型テレビや教材を提示するための実物投影機などは、年次的・段階的に整備を進めております。

タブレットを使用することについては、教育的効果がまだ検証されているところではなく、今後使用のあり方については研究していきたいと考えております。

3番目のご質問についてお答えいたします。

児童・生徒の知識・技能は、学習指導要領を基準とした教育課程に基づいて授業が行われており、 発達の段階に応じた習熟が図られていると考えております。

教職員の習熟度については、個人差はあるものの、教材研究や指導の準備・評価などにICTを活用する能力や、情報モラルなどを指導する能力などが、次第に高まってきていると捉えております。 4番目のご質問についてお答えいたします。

社会教育におけるICT活用については、公民館講座においてパソコン入門講座を開設し、市民の情報活用能力を高めているところであります。

また、各種研修会や発表会においては、パソコンによるプレゼンテーションや発表を行う活動を進め、家庭教育学級においては、情報モラルに関する研修なども行っております。

2点目の1番目のご質問についてお答えいたします。

整備が必要と想定される機材や教材については、教職員への校務用パソコンの整備や、その他のICT機器の整備についても、今後財政状況を勘案しながら計画的に進めていく予定であります。

2番のご質問についてお答えいたします。

ICT機器の整備による教育効果については、教科指導において、写真や動画、図表、地図などの 資料を効果的に提示することで、子どもの視覚や聴覚に訴えることにより、理解が深まると考えられ ます。

また、教職員の校務の効率化を図り、子どもとふれあう時間がふえるなど、教育活動の質の改善が 推進されることが考えられます。

3番目と4番目のご質問につきましては、関連がありますので、一括してお答えいたします。

問題点としましては、ネットいじめ、誹謗中傷、個人情報漏洩などのネットトラブルや不適切なサイトへのアクセス、ネット依存などによる生活習慣の乱れや健康被害なども考えられます。

現在、子どもたちは、スマートフォンやパソコンなどの数多くの通信機器を個人として所有し、利用している場合が多く、問題は表面化しにくくなっていると考えております。

それらの対応策について、市といたしましても危機感を持っており、管理職研修会や生徒指導主任の研修会などにおいて、フィルタリングの徹底や家庭内のルールづくりなど、ICT機器の健全な利用が行われるよう指導を行い、児童生徒や保護者への啓発を図っているところであります。

各学校においては、情報モラルについて、外部講師を招へいして具体的事例を交えた講話を実施しております。

また、情報機器の過剰な使用に伴う基本的生活習慣の乱れや、心身の健康に与える影響も考慮した保健指導についても対策を始め、県教育委員会が作成したDVDの「スマホ時代のネットトラブル予防教室」などを活用した保護者等への啓発活動に取り組むなど、学校・家庭・地域が連携した取り組みを推進しております。

以上で答弁を終わります。

〇11番(小山田邦弘君) それでは、再質問に移らせていただきます。

1問目の答弁書をいただきますと、おくれているおくれているというような話もお聞きしておりま

したが、姶良市としては、やはり高度情報化社会を生き抜くための力を育むために、既にいろんな準備をなさっていて、今後も財政状況を勘案しながら計画的に進めていこうという姿勢がよくわかりました。

不安視されるようなことについても、既にいろんな取り組みがなされているようなこともわかりました。

6月の一般質問の中におきまして、私は市長に対しまして政策を選ぶとき、考えるときに物差しが必要ですよねっていうようなお話を申し上げまして、今回も自分でちょっと物差しを用意しようと思いまして、ベースは最初にいただいた答弁書になろうかと思いますが、1つ目の物差しはこちらでございます。

平成25年度教育委員会の事務の点検評価報告書でございます。市長、これもう既にごらんになった ということでよろしいでしょうか、教育委員会の事務の点検評価報告書。

- **〇市長(笹山義弘君)** 議会に出していただいているようですけれども、ちょっと記憶にございません、 申しわけございません。
- **〇11番(小山田邦弘君)** 恐らくではほかの後ろの方は――目を伏せられる方が多いようですが、実はまだ10月に出たばっかりでして、姶良市のホームページで見ることができます。

これを一つの物差しにしようと、これをベースに立てようと。それと、実際に今回勉強してきたものを立てて、そうすると、ICT教育の問題点が立体的に見ることができると。これにこれからもっとふやしていきますが、マスコミ等で言われているようなことをまぜながら、きょうは問題を深掘りしてみようというふうに考えました。

まず、こちらの中身なんですけれども、見てみますと、実はICTに関する記述が物すごく少ない。 ちょっと挙げてみましょう。

まず、事務局の評価の中で言いますと、一つあります。それから教育委員の皆様のご指摘の中でも一つ、それから高校の先生方でしたでしょうか、外部評価の中では4つほど上がっております。これ見てみますけれども、ある一つのことに偏っておりました。教育長、これが何のご指摘だったかというのは把握されているでしょうか。

- **〇教育長(小倉寛恒君)** ちょっと内容の詳細にわたっては、当然それは教育委員会で作成したものでありますけど、それが何かというのは今適時しろと言われてもちょっと今できないところです。
- **〇11番(小山田邦弘君)** 実は、ストレートにICT教育ということではなくて、広く教育という意味で当てはまるということなんですが、6個あるうちの4つが図書館に関することなんですね。おサイフケータイの機能を使えるようになったということと、それとインターネットで予約ができるようになったというようなことが高い評価を得ています。これもICTを活用した教育の一つだろうというふうに思います。

ただ、今、私この中に少ないのが問題だと言ってることではなくて、実は私もこの評価に数年前に参加させていただいたことがありまして、この中身はわかってるつもりなんですけれども、なぜ出てこないかといいますと、評価項目、それから評価の観点といったところにICTに関するものがない

んです。もしかすると、これは姶良市教育委員会だけではないかもしれませんが、ICTがまだ重要 視されていないという証拠なのかもしれません。

ただ、一方でICT教育、先ほど言い間違えちゃいましたけれども、この言葉は物すごい勢いでふえております。インターネットで検索をしてみますと、もうブームではないかと思えるくらいいろんなものが出てきます。

一つの例を出します。千葉市に来年春に開校する明聖高校という通信制の高校がございます。ここは、インターネット上の高校です。一人ひとりがゲームのキャラクターにあるようなアバターというものになって、そこの中に登校します。そして、授業を受けます。友達とも話をします。授業を受け、テストを受け、するとポイントがたまって本当にゲームのようなんですが、そのポイントでアバターの今度はそれにアイテムがもらえる。もしかしたら消しゴムかもしれません、鉛筆かもしれません、何かそんなようなものがもらえるという、そんなところまで出てきていると。これはICTを活用した極めて極端な事例だと思います。

しかし、もうここまで来てしまうと、学校が何をしたいところなのかとか、そもそも学校は何をするのかと、本質さえわかんなくなってしまうぐらいな状況なんですね。

その一方で、こちらにあるようにICTそのものをもうちょっと重要視されていない、そんな状況がある。こうした両局面があるわけなんですが、ブーム的な要素もあるICT教育を教育長、今どのように捉えていらっしゃるでしょうか。

○教育部次長兼学校教育課長(上田橋 誠君) お答えします。

ICT教育の重要性については、私たちも今認識をしているつもりでございます。

特にここ一、二年は授業のさま変わりというか、いろいろな機器を活用した授業の実践が教育現場の中でも、姶良市の教育の中でも行われているところでございます。

ただ、特に二、三十年前の授業とはさま変わりしてきているんですけれども、一つは授業の基本というのは黒板とチョークの授業が最も基本の授業でございまして、そのことでしっかり教授する姿こそが授業の最も大事な基本なのだというふうには認識しているところなんです。

機器を活用することが目的化しているところも今実際にありますので、そういうことではなくて、 学習内容がしっかりと定着して、学力向上につながることが主眼であるということを、目的を見失わないでICT教育に取り組んでいきたいというふうには考えているところです。

重要な資料提供としての機器の活用でありますとか、それから、効果的な教授法であったりする意味でのICT教育のあり方であるとか、そういったようなことについては、今後模索していく必要があるなというふうに考えているところでございます。

〇11番(小山田邦弘君) 私も全く同感でございまして、本当目的が変わってしまっているんではないかというようなおそれを感じる場合もあります。

学校に限る話ではないんですけれども、基本的な目的は、やはり学力の向上にあるんだろうと思います。そこで、これからは基本目標においてICTを活用するということを考えてみたいと思います。

まず、一つ出したいんですけれども、南日本新聞にこの秋掲載をされていたわけなんですけれども、 全国学力・学習状況調査の結果が県教委から公表されまして、鹿児島県としてはちょっと残念な結果 だったわけですけれども、それにつきまして、県教委では、児童生徒の可能性を伸ばし切れておらず、 授業の質を向上させる必要がある。それから、指導力に差があるなどと指摘をされています。 この調査結果、それら県教委の分析、指摘をどのように捉えていらっしゃるでしょうか。

〇教育部次長兼学校教育課長(上田橋 誠君) お答えします。

始良市の子どもだけではないんですけれども、鹿児島県の子どもたちの結果が少し全国の結果と比べて低調であったというようなことなんですけれども、子どもたちが自分でノートにしっかりと書いたり、それから計算したり教科書や辞典で調べたり、自分から進んでしっかりと調べるというような活動をじっくりと、ひょっとしたらやらしてなかったのかもしれないなという反省を今しているところなんです。

ただ、小手先だけで進めて、どんどん進めていたのではないか、しっかり子どもたちに表現する時間を与えていたのかどうか、それからこれまで学んできたことを使って、発表させたりする時間をとっていたか、そのことについては県全体でしっかり反省をいたしまして、もちろん姶良市の中でもそういったような表現をする時間とか、判断をする時間とか、調べる時間とかをしっかりとっていく必要があるなということで、管理職研修会等でも呼びかけて取り組んでいこうというところでございます。

以上です。

- ○11番(小山田邦弘君) 何か県教委が本腰を入れて変わっていくのかなあというちょっと期待もありながらだったわけなんですけれども、最初の答弁書の中にもありましたけれども、基礎基本の指導に力点が置かれ過ぎていて、好奇心を刺激し切れていないというような県教委の指摘に対して、答弁書にもありましたけども、ICTは映像だとか音声を駆使できるわけで、それについてはかなりの期待ができるものだろうというふうに考えるわけですけれども、実際具体的な授業のイメージみたいなものはお持ちでしょうか。
- ○教育部次長兼学校教育課長(上田橋 誠君) 今、姶良市では、実物投影機という書画カメラと一般的には呼ばれているんですが、子どもたちがノートにしっかりと書いたものを、すぐに写し出して大きな映像として全員で確認できるようなもの、そういったようなものとか、電子黒板でありますとか、大型テレビとかを駆使して授業の中で表現したものがすぐにみんなの目にとまれるような、そういう機器を取り入れて授業を行っています。

また、パソコン等を駆使しまして、書画カメラとくっつけて、いろいろな映像、音声等を取り入れた授業等も行っているところでございます。

〇11番(小山田邦弘君) 授業のイメージも相当変わってきつつあるわけですけれども、県教委のほうではもっと本当、本気を出しているなという感じがして、授業の質を根本的に変える必要があるというようなご指摘を学校教育課長もされているようなので、これからますます変わっていくのではないかというふうに期待をしております。

その一方で、県教委が来年の1月から学習習熟度をネットで分析するシステムを試験運用するというようなことが発表されております。具体的に言うと、各学校で同じ問題を解いてもらい、ネットを利用して正答率などを各校から集めて、それを分析しようというシステムらしいんですけれども、今

声をかけているような様子ではあるんですけれども、本市としてはこれへの参加意向はどのようになっているんでしょうか。

○教育部次長兼学校教育課長(上田橋 誠君) 実は鹿児島県では、もうお耳に入っていると思うんですけれども、鹿児島定着度調査というのを実際に行っておりまして、1月の中旬になったら小学生、中学生が検査を受けて、それの平均正答率でありますとか、いろいろな学校ごとの正答率でありますとか、いろいろなものが分析されるようになっているのが現状でございます。

また、それに加えて、県としては今後、そういうシステムづくりに取り組もうとしているわけですので、私どももそれについては研究を進めてまいりたいと思っております。

〇11番(小山田邦弘君) ぜひ子どもたちの未来のために、投資にもなると思います。これ鹿児島県、これに関しては地元だというふうに認めてくださると思いますので、ぜひ必要なシステムがあれば、お金をかけて取り組んでいただきたいなというふうに思います。

それから、先ほどの答弁書の中にあった視覚、聴覚に訴える力があるということで、子どもたちの理解力が深まるという学習効果が期待されているというようなご答弁があったわけなんですけれども、そこは私も、逆に言えばそこしかないのかなというぐらいのものだと思うんですが、この特徴から見れば、実は体に障がいのある方、不自由な方、それから高齢者の方の学習の支援に、実は物すごく適しているんではないだろうかというふうに思うわけですけれども、本市としてはそういった方々への支援をICTでやっているというようなことはないんでしょうか。

〇教育部次長兼学校教育課長(上田橋 誠君) お答えします。

障がいのある児童生徒に対してなんですけれども、小学校中学校では全ての特別支援学級の中にパソコンが入っておりまして、子どもたちは学習ゲームを使ってよく楽しんで漢字を覚えたり、足し算や引き算を覚えたり、そういうするパソコンを1台置いて習熟を図っているところでございます。 あと高齢者等につきましては、ちょっと調査結果がございませんので、お答えできません。

〇11番(小山田邦弘君) 今のお話を聞いてても、ICTは姶良市の中であるわけですね。そうする と、やっぱりこの中にも何か評価として欲しいなあという気がしますので、評価軸の検討もあわせて お願いしていきたいというふうに思います。

これからまた一つ事例を出します。岐阜県の可児市では、不登校児を対象にICTを活用した学習、 それから体験活動、家庭訪問などの支援を行っているそうです。

ちょっと具体的にどんなことをされているかは承知しておりませんが、ここで不登校の子どもたちが I C T 学習をすると、それが出席扱いになるという規定も設けてあるということです。これもいつでも、どこでもという I C T の特徴をうまく生かしている例だと思いますけれども、本市でも、先日も出ましたけれども、不登校の子は実はあるわけで、そういったところに対して、 I C T をうまく活用していくというようなお考えはないでしょうか。

〇教育部次長兼学校教育課長(上田橋 誠君) お答えします。

姶良市の中には、ふれあい教室というのがございまして、中学生の子どもたち等がふれあい教室に、

姶良、加治木教室に通っている状況でございます。

その中で、パソコンの活用でありますとか、そういったようなことは普通に行われているわけなんですけれども、ただ、その子どもたちを効果的に登校させるためのICT教育というのは、今後また研究していかないといけない状況でございます。

以上です。

〇11番(小山田邦弘君) それでは、もっと細かいところの話に移っていこうと思います。

先ほども幾つか機器の名称が出てまいりました。電子黒板とか、実はまだ我々は聞きなれない機材がたくさん使われるICT教育なんですけれども、特に最近導入が進んでいるのが、タブレットのようでございます。

答弁書の中では、学習効果も含めて今後検討していきますというようなご答弁をいただいておりますが、学習効果もさることながら、タブレットに関してだけではないですけれども、非常に危険性を持ったところもあるのは、これ事実でございます。いわゆるネット依存の問題です。

スティーブ・ジョブズは、このタブレット、iPadを開発した人で、私も尊敬する人の一人ですけれども、彼は生前にインタビューでこんなことを残しております。私の子どもたちはiPadをまだ使ったことがないのです。私は、子どもたちのハイテク利用を制限しています。こんなことをおっしゃっているんです、つくった人が。

それからもう一つあります。インターネットのライフスタイルを提唱する雑誌で、「WIRED」という雑誌があります。これの元編集長でクリス・アンダーソン、彼も同じような視点に立っています。子どもたちは私たち夫婦が厳し過ぎると文句を言います。友達の家にはこんな厳しいルールはない。でも、それは我々が誰よりも技術の危険性を見てきているからです。子どもたちの身にそのようなことが起こってはならないのです。

このようにタブレットだけではないです、ICTには中毒症とも言えるようなネット依存の危険性が認識されているわけです。こういったものを教育の現場に導入するということについて、教育長、どのようにお考えなんでしょうか。

〇教育長(小倉寛恒君) タブレットをはじめとした現代の情報通信機器を学校の中で活用するという ことについては、功罪相半ばするというものはあると思います。

いい面の、いわゆるすぐれた指導者が、その技術にたけた指導者が使用していけば、そういったマイナスな要素は減ってくるのかもしれませんが、大多数の教職員がそういったものに習熟して、それを子どもたちに使用させていくというのは、非常に時間もかかるし、財政的にも大きな負担があると思います。

二、三年前、武雄市というところでタブレットを全ての子どもたちが使っているのを見ましたけれども、果たしてこれがこれからの、将来を担う子どもたちにプラスになるかどうか、非常に大きな疑問を抱きましたけれども、そういう意味で、子どもには実験をすることはできません。

だから、そういう意味では学校でいろんなことを導入する場合には、モデル校というのをやって、 あまりそういった条件があまり厳しくないところでそういったモデル校でやってその結果を見て、他 に及ぼしていくという方法をとっていくわけでありまして、そういう意味では、最新式をいきなり導 入していくというのが必ずしもいいことではないというふうに考えております。 **〇11番(小山田邦弘君)** 今、子どもたちで実験はできないという教育長のお言葉を聞きまして、一人の親としてうれしく思ったところです。

ICTは本当に更新性も早い分野でございます。なので、私は必ずしもいつもトップランナーを目指す必要はなくて、やはり更新する中でいつかトップになると、周回おくれのトップランナーを目指していけばいいんではないかというふうに思っております。

そこの中で、特に大切になってくるのは、実はハードではなくてソフトの分野だろうと思うんですね。研修先の新庄市の中でも、ソフトについて重要だという認識を示されました。大変なのはただ、デジタル教材、デジタル教本がすごく高額で予算化するのが難しいので、それを計画的に予算化するのがもう本当に大変な仕事だというふうなことをお話をいただきました。

現在、本市では、デジタル教科書はどのような形で予算化をされているんでしょうか。

〇教育部次長兼学校教育課長(上田橋 誠君) お答えします。

デジタル教科書そのものの購入予算というか、そういうものを学校にお渡ししているわけではございませんで、学校の一般予算の中から学校が必要に応じて各教科のもの、デジタル教科書を購入したり、そういうような費用に充てられているようでございます。 以上です。

〇11番(小山田邦弘君) 新庄市でも、学校でパッケージメディアを買いそろえていくと物すごい大変なことになるんだということをおっしゃったんです。それでちょっと帰り際に、私担当者のところでちょっと立ち話的にお話を伺ってみたんですね、よくそろえられますねという話をしてみましたら、実はこれちょっとコンピュータ用語になってすいません、クラウド上で管理をして、好きなときに好きな人が好きな物を使うようにしようとしているというようなことをされているようでした。確かにそれであれば、予算的にはかなり抑えられるんだろうと思います。

始良市の場合も、まさしくこれからでございますので、クラウドでの使い方もご検討いただきたい というふうに思います。

ソフト、従来は教材や資料、地図帳とかも含めて、そういったものが教育の中でのソフトだったろうというふうに思います。ICTの世界では、学校が、先生が想定しないものが対象になってしまう場合があります。それは、子どもたちが勝手に資料となるような素材をインターネット上で探してきてしまうからだというふうに思います。

非常に身近な例で申しわけないんですが、我が家でこんなことがありました。ある日帰宅すると、嫁さんと長男が言い争いをしているんです。これはよくある様子なので、そのままにしてたんですが、どうやら困ったらしくて、嫁さんがバトンタッチを求めてきました。

どういうことでバトンタッチを求めてきたかということなんですが、長男はイスラム教、イスラム 文化を知りたくなったと。で、イスラム国の例の処刑のシーンの画像を見せてくれと、母親は猛烈に 反対をしたそうです。そして、見てほしくないという一点張りだった。だけれども、彼は見たいので 言い争いになった。彼が最後に言ったのが、広島、長崎や第2次大戦で人が亡くなるシーンは学校で ビデオで見たりするじゃないかと、何でイスラムはだめなんだ。同じように人の死なのにというふう に言ったらしいんです。 バトンタッチをされまして、私はどう言ったかといいますと、情報とかメッセージにはある意図があるはずだと。広島、長崎については、不戦の誓いを立てるために悲惨さも含めてみんなで情報を共有して、平和教育のために使おうとしているんじゃないのと。

一方のイスラムはどうなのか。もしかしたら世界中を挑発したり、恐怖心を植えつけたり、さらに言うと、兵士を世界中から集めるために情報を流しているのかもしれない。もしそんなプロパガンダがあるとすれば、それを見ることで自分はその意図に乗ってしまうことになる。それは僕はしたくないから見ないんだと。だからおまえにも見てほしくないと、情報の意図を理解できる、提供者の意図を理解できるようになってから見てほしいということを言って、結局そのときは見ませんでした。

これはあまりにも身近な話なんですが、もし子どものことですから本当はただ見たかったのかもしれません。だけど、ICTの世界では必ずしもこうして教科書や地図帳、資料集ばかりが教材になるわけではなくて、こちらの意図しないもの、こちらが好ましくないと思うものでさえ、教材として手にとられてしまうおそれがあるのです。

今小学校でも調べもの学習で気軽にインターネットを活用する時代です。学校ばかりでなく、家庭でもこうした教材、ソフトに対するガイドラインが必要になってくるんだと思うんですが、ガイドラインの設定の仕方について、教育委員会ではどのようにお考えでしょうか。

〇教育部次長兼学校教育課長(上田橋 誠君) お答えします。

実は小中学生の携帯、それからスマートフォン関係の調査を行ったときに、非常に高い所持率がわかりまして、例えば子どもたちの携帯の所持率なんですけれども、小学生で25.5%、中学生で32.9%、その中でスマートフォンの所持者数なんですけれども、小学生が持っている子どもたちの中でスマートフォンなのが15.6%、中学生においては57%でございました。中学生の携帯を持っているほとんどが――ほとんどがちゅうか6割程度がスマートフォンだということでございました。

そういうことで、いろいろな学校でも対応を考えているところなんですけれども、フィルタリングの設定者数とかを調べておりますと、小学校では49.6%、ほとんど半分ですね、それから中学校でも53.9%ということで、あまり徹底されていないということを考えているところでございます。今後、このことをしっかりと指導していきたいなというふうに考えているところです。

また、家庭内ルールの設定をされているところはどれぐらいあるのかなということで、例えば保護者名で学校に申請書を提出させるとか、いうようなこととか、それから夜は、子どもたちはよくラインとかフェイスブックとか、メッセージのやりとりをしていつまでも寝ないとか、それから、ゲームをやり過ぎてすごく寝不足になってしまうとか、そういったようなことが起こっていますし、それから、先ほどありましたネット依存症についても、いろいろ話題がありましたけれども、人を誹謗中傷するような、こういったことも一、二例出てきております。

そういったようなことも含めながら、9時以降は絶対に使わないとか、家庭内ルールとか徐々に進めてきているところでございます。

現在、中学校では5校中5校、そういう家庭内ルールについては呼びかけを行っているようでございます。

以上です。

〇11番(小山田邦弘君) 使い方に関しては、今おっしゃっていらっしゃるようなガイドラインが成

立しやすいんだろうと思います、ルールをつくってしまう。本当ソフトに関してはフィルタリング以外に今あるのかなあというのが、私の中でも疑問でございます。

ただ、本当ソフトに関しては物すごく気を使っていかなくてはならない。ますます問題化してくる ところであろうと思います。何か教育委員会でもぜひ研究を進めていただければというふうに思いま す。

お話がちょっとリテラシーの部分に入ってまいりましたので、そちらでちょっと含めていこうと思いますが、答弁書にもございましたように、本市でも母親学級とか、あるいは子どもたちを対象にした講演活動があって、こんなことをしたら危ないよとかというようなことを教えてくれる機会はふえています。

10月26日の南日本新聞にも、県政の出前セミナーで何かその手のネット系のセミナーがすごく人気ですというようなことが取り上げられていました。

お勉強した先の山形県新庄市、ここでは、ネット巡回という言葉を使っていらっしゃいましたけれども、ネットで変な書き込み、ネットいじめみたいなものがないかどうかを日々チェックをする。それを業者に依頼をしてやってもらっているようでしたけれども、機器のメンテナンスとあわせた形での予算計上がなされているようでしたけれども、現在、姶良市の中ではこういったネット巡回にあたるようなものは行われているんでしょうか。

〇教育部次長兼学校教育課長(上田橋 誠君) お答えします。

ネットトラブル等に遭わないようにいろいろ研修を進めているところなんですけれども、ネットポリス鹿児島というところの方々を呼んで研修を深めたり、それから、今度は携帯業者というか、NTTドコモとか、それからソフトバンクとか、そういったような業者を呼んでそういう研修係みたいな方がいらっしゃって、そこでPTAのとき、家庭教育学級とか、そういうところで活用して、無料で指導してくださるところがございますので、そのような研修を深めているところでございます。以上です。

〇11番(小山田邦弘君) 新庄市の場合には、本当に探してもらうサービスをやってもらっているようなんですけど、今までに実例どうなんですかってお聞きしたら、実例ゼロだそうです、ないそうです。

ところが、やめられない予算らしいです、やはり、ことしなかったから来年ないというわけではないので、もうやり始めたら最後までやらなきゃいけないですよと覚悟して始めてくださいというようなお話しでした。でも確かに今後のことを思えば、考えていかなくてはならない事業の一つかなというふうに受け取ったところでございました。

答弁書の4ページで子どもたちの問題行動も含めてですけれども、スマートフォンやパソコン等数多くの通信機器を個人として子どもたちが所有していると。問題が表面化しにくくなっていますというようなことが書かれておりまして、ああやっぱり姶良市でもそうなんだなというふうに思ったんですけれども、新聞でも、南日本新聞で「非行少年はどこへ」という特集が先月組まれておりまして、最近はゲームセンターなんかへ行っても子どもたちを見かけないですね。

で、もう家の中でネットやっているかというところがもうふえていると、そこが非行の現場になったりしているということなんですけれども、鹿児島市教育委員会では、小学校区の単位で、Wi一F

iスポットがどこにどれだけあるのかというのをちゃんと調べ始めたそうです。

始良市も、Wi一Fiスポットになるコンビニエンスストアがふえていますね。それから、大型ショッピングモールができる予定もあるといったようなことを思えば、子どもたちがゲームセンター以外でたむろする場所がふえてくるわけです。

実際にもWi-Fiスポットを確認しておく必要があるかと思うんですけれども、そのような把握について、現在教育委員会では行っているのでしょうか。

〇教育部次長兼学校教育課長(上田橋 誠君) お答えします。

そのことについては、今後、市教委としても研究を進めてしっかりと対応していきたいなと思って おります。

〇11番(小山田邦弘君) 本当後から追っかけることが多いICTでございまして、東京新聞の昨年の全国調べによりますと、ネット問題について子どもたちに教育をしていますかというふうにすると、 大体全国平均で78%ぐらいの学校がやっていますとおっしゃるそうなんです。

ところが問題が起きてしまう。何で問題が起きてるんですかという問いに対して、結局のところ、 ICTは日々進化して教師の知識がついていかないんですと。どうも追っかけっこなんですというような答えが返ってくるそうなんです。

で、それはいろんなところで起きているわけで、例えば新庄市もそうだったわけですが、東京日野市、それから大阪守口市なんかでは、ICT支援員というのを置いて、問題解決のためだけじゃなくて、日々の授業のノウハウを教えたり、教材選びなんかでもお手伝いをしているようなんですけれども、本市でもこういったICTの支援員体制というのは考えられないでしょうか。

○教育部次長兼学校教育課長(上田橋 誠君) お答えします。

現在のところはまだ考えていないところでございます。

〇11番(小山田邦弘君) 先生方、この同じ4ページ、真ん中ぐらいに校務の効率化を図り、子どもと触れ合う時間がふえるなど、教育活動の質の改善が推進されることが考えられますというようなことが書いてありましたけれども、実際にICTが動き出しているところなんかを聞くと、先生逆に忙しくなって、子どもと触れ合うような時間がなかったりというのが現実だろうかというふうに思います。

そこで言うと、支援員、支援体制というのは物すごく大事で、先生方にも大事ですけれど、結果子 どもたちにかかわってくることであろうかと思いますので、ぜひご検討をいただければというふうに 思います。

それから、直接的には教育現場以外でもICTは広がっておりまして、例えば学校での連絡網がメールになってきています。これは実際、姶良市の学校でもメールによる連絡網がふえてきています。伝言ゲームじゃないので、間違いなく最初の情報がばーんと流れますので、今般の運動会の延期の情報なんかでも、多くの方が正しい情報を素早く入手することができたという実績はあります。

これに対しまして、京都市教育委員会は、子どもたちは安全メールなんかでも使えるということで、初期費用の補助を教育委員会のほうでしているということなんです。考えてみれば、私も実際に学校

側からのメールもらうんですけども、これは今はPTA会費で賄っているところがほとんどです。

ただ、送られてくる内容は学校の情報がほとんどです。そのほうがPTAとして、受け取る側としてもありがたいんですけれども、よく考えてみると、これ学校のものじゃないかというぐらいに学校のものが、情報が多いです。

全額とは申しませんが、できますれば、PTAだけでなく若干市教委からもご支援いただければというふうに思います。ここもきょうは回答は必要ございませんが、ご検討いただきたいというふうに思います。

それから、もとに戻りますけれども、この中で今回ICTのものを探ったら本当図書館がいっぱい 出てきました。すばらしいなあというふうに思います。ほかにも実は、図書館でおもしろいことをや っているところがございました。

大分県杵築市の市立図書館、ここは図書館のホームページのリニューアルをするときに、名前を変えました。知の殿堂とよく言うわけですから、アイデアストアというふうに名前を変えたそうです。 そこのサービスの一つとして、メールレファレンスサービスというのを始めたと。

これどういうことかといいますと、仕事上の悩みや生活する上での相談事をメールで図書館に送ります。そうすると、図書館から司書がそれに役立つであろう書籍、蔵書の中から紹介をしてくれるサービスだそうです。結構な人気になっている。これはある意味ではメンタルヘルスを福祉だけで考えるのではなくて、図書館と一緒に考えるという新しい取り組みですね。非常にユニークなんですけれども、これは本市でも――本市でもというか、逆に本市の図書館であればすぐにでもできるような気がするんですけれども、対応は可能ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

- ○教育部次長兼学校教育課長(上田橋 誠君) 姶良市の図書館でもそういったようなレファレンスサービスがきちんとできたらいいのですけれども、司書としてもかなりの力量を要する、このレファレンス業務は、ことであると思いますので、実際に姶良市の図書館でも、それに関した資料はないですかというようなことでお問い合わせがあったときには、現在でも即時対応してくださっているとは思うんですけれども、電話対応で、あるいはパソコンでの通信対応でいろいろ早急に大量にできるということになると、かなりの力量が必要なのかなというふうに感じております。以上です。
- ○11番(小山田邦弘君) 私は、自己体験として、図書館の司書のレファレンス物すごく適切なものを受けたことがあるものですから、できるんじゃないのかなあという可能性を感じているということが1点と、それと、先ほどの不登校児と同じだと思うんですけれども、直接だと言えないような悩みをこれではできるような気がするんです。だから件数としてすごい出てくるわけではなくて、だけれども救ってほしいという人をICTなら拾えるんではないかと、そういう可能性があるということを検討いただければありがたいかなというふうに思います。

時間もなくなってまいりましたので、まとめに入ろうかと思うんですが、必ずしも本市のICTがおくれているというふうには私は思いません。きちんとベースを押さえてやっていらっしゃるなあというふうに思います。

どうしても更新時期がほかのものからすると早い分野でございますので、おくれてしまうことは、 これは仕方がない。逆におくれてしまったところは次のトップになるような分野でございます。です から、慌てることなく、着実に歩を進めていただければいい分野だろうというふうに思います。

それにつきましては、逆におくれた分だけ先にやっていらっしゃるところのよかったところ、悪かったところが必ず参考になろうかと思いますので、これからもいろんな勉強、私もしなきゃなりませんけれども、教育委員会でもいろいろ研究を進めていっていただいて、本市のICT教育の狙いとされておりました高度情報化社会において、子どもたちが生き抜く力をつけていただくようにご尽力いただければと思います。

それでは、私の質問を終わります。

- 〇議長(湯之原一郎君) これで、小山田邦弘議員の一般質問を終わります。
- ○議長(湯之原一郎君) 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。 したがって、本日の会議はこれをもって散会とします。 なお、次の会議は12月2日午前9時から開きます。 (午後2時49分散会)